

霧島山（御鉢）の具体的な避難計画

平成30年7月

都 城 市

目次

第1章 計画の基本的事項	4
1. 計画の目的	4
2. 計画の方針	4
3. 火山現象と対象地域	4
4. 噴火シナリオ	6
5. 噴火警戒レベル	8
6. 避難計画の基本的な考え方	9
7. 避難の基本的な方針	11
7-1. 噴火警戒レベルが事前に、かつ、段階的に引き上げられた場合	11
7-2. 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）	13
7-3. 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル2又は3→5）	13
第2章 事前対策	14
1. 防災体制	14
2. 情報伝達体制	21
3. 避難のための事前対策	24
4. 救助体制の構築	26
5. 避難促進施設	27
第3章 噴火時の対応（緊急フェーズ）	28
1. 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	28
2. 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	46
3. 広域避難	48
4. 救助活動	49
5. 報道機関への対応	52

第4章 緊急フェーズ後の対応	53
1. 避難状況の把握及び報告、避難所の管理・運営	53
2. 救援物資と救援体制	54
3. 登山者・観光客等の身元確認	54
4. 避難の長期化に備えた対策	54
5. 風評被害対策	56
6. 避難勧告や避難指示（緊急）解除、一時立入などの対応	57
7. 治安の維持	58
8. 相談窓口の開設	58
第5章 平常時からの防災啓発と訓練	59
1. 防災啓発	59
2. 防災訓練	60
参考 霧島山（御鉢）の活動史	61

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、霧島山（御鉢）の噴火警戒レベルに基づき、噴火活動が活発化した場合における住民等や登山者等の安全を確保し、円滑な避難行動がとれるようにすることを目的とする。

2. 計画の方針

本計画は、霧島火山防災マップ及び霧島山（御鉢）の噴火シナリオに基づき、噴火警戒レベルの推移に応じて住民等や登山者等の具体的防災対応が適切に行うことができるよう、必要な応急対策の細部について定めるものである。

本計画で特に断りがない場合、「住民等」とは住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一次立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。

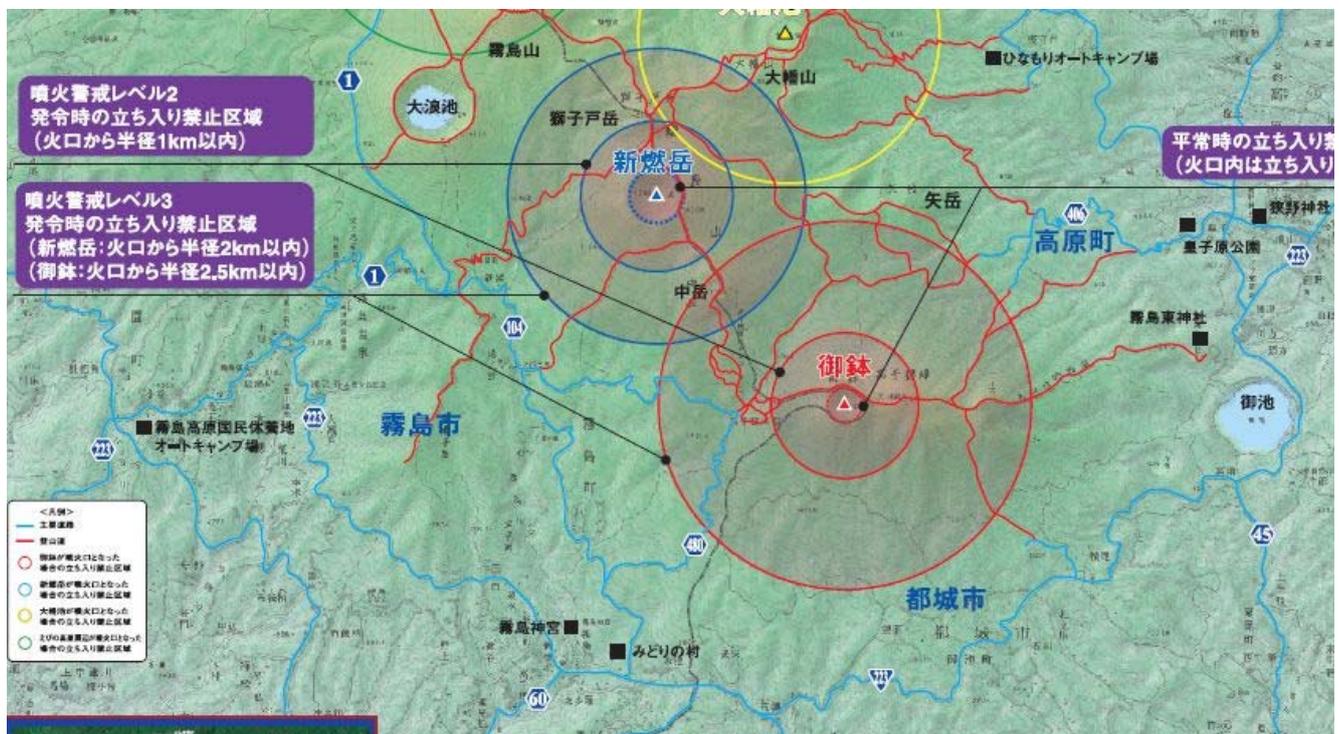
また、「登山者等」とは、登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一次立入者等、火口周辺にいるすべての者を指す。

3. 火山現象と対象地域

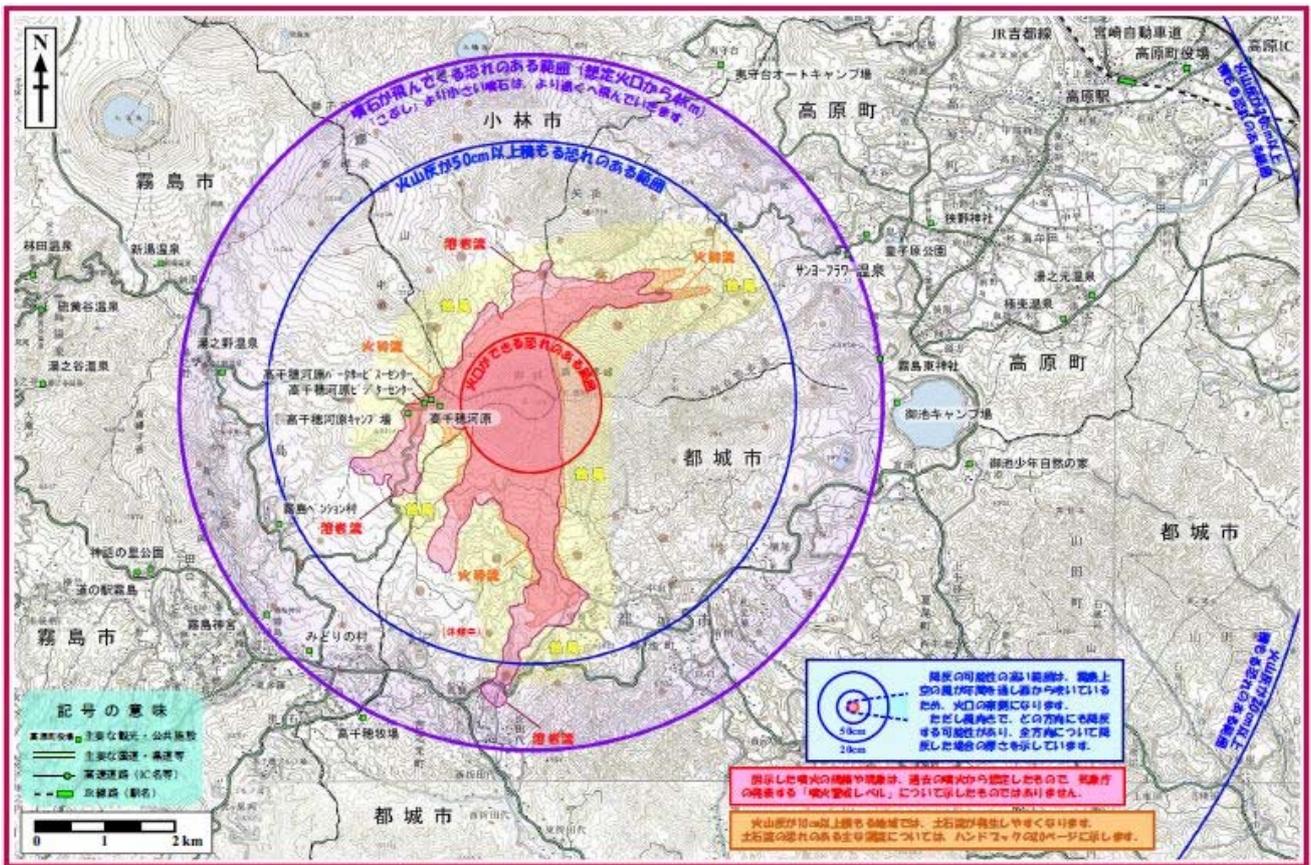
(1) 火山ハザードマップ

本計画では、平成19年に霧島火山防災検討委員会が検討・公表した霧島山（御鉢）の火山ハザードマップを採用する。

【火口周辺～入山規制】



【居住地域】



(2) 計画の対象とする火山現象

4. (1) の火山ハザードマップに記載されている火山現象で、避難までの時間的猶予がほとんどない現象で防災対策上重要度の高いものとして、噴石、火砕流とそれに伴う熱風を計画の主たる対象とする火山現象とする。

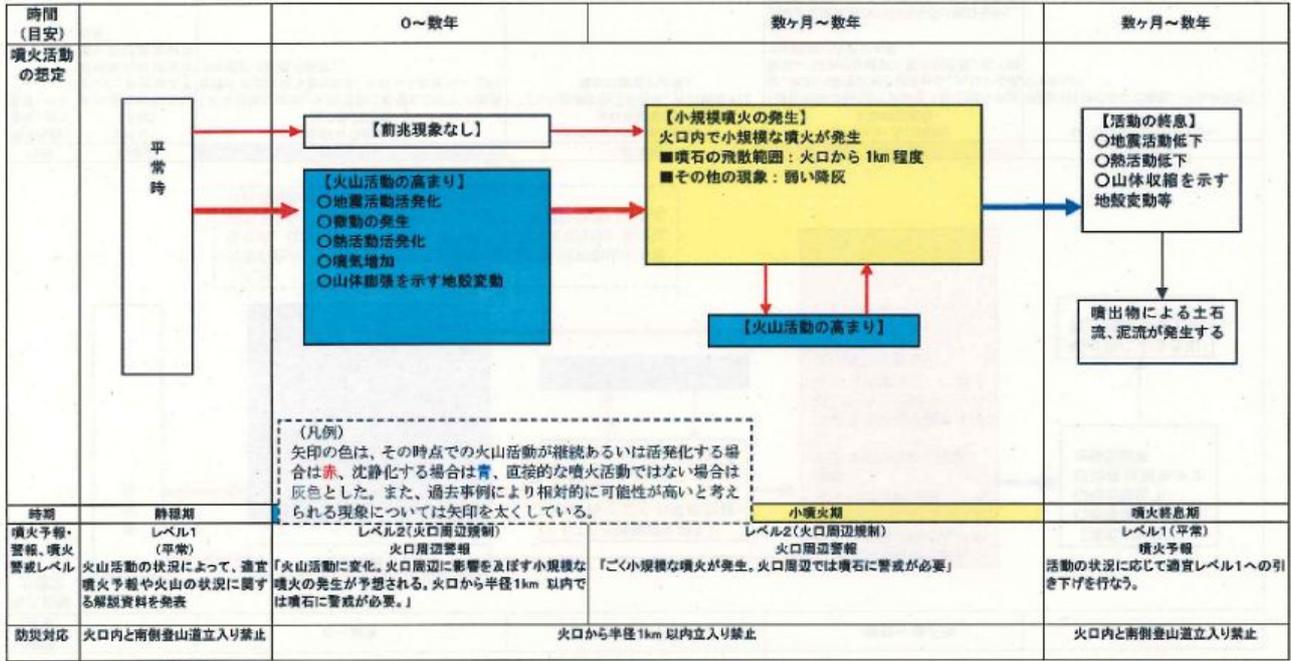
なお、避難までの時間的猶予がある溶岩流についても考慮の対象とする。

4. 噴火シナリオ

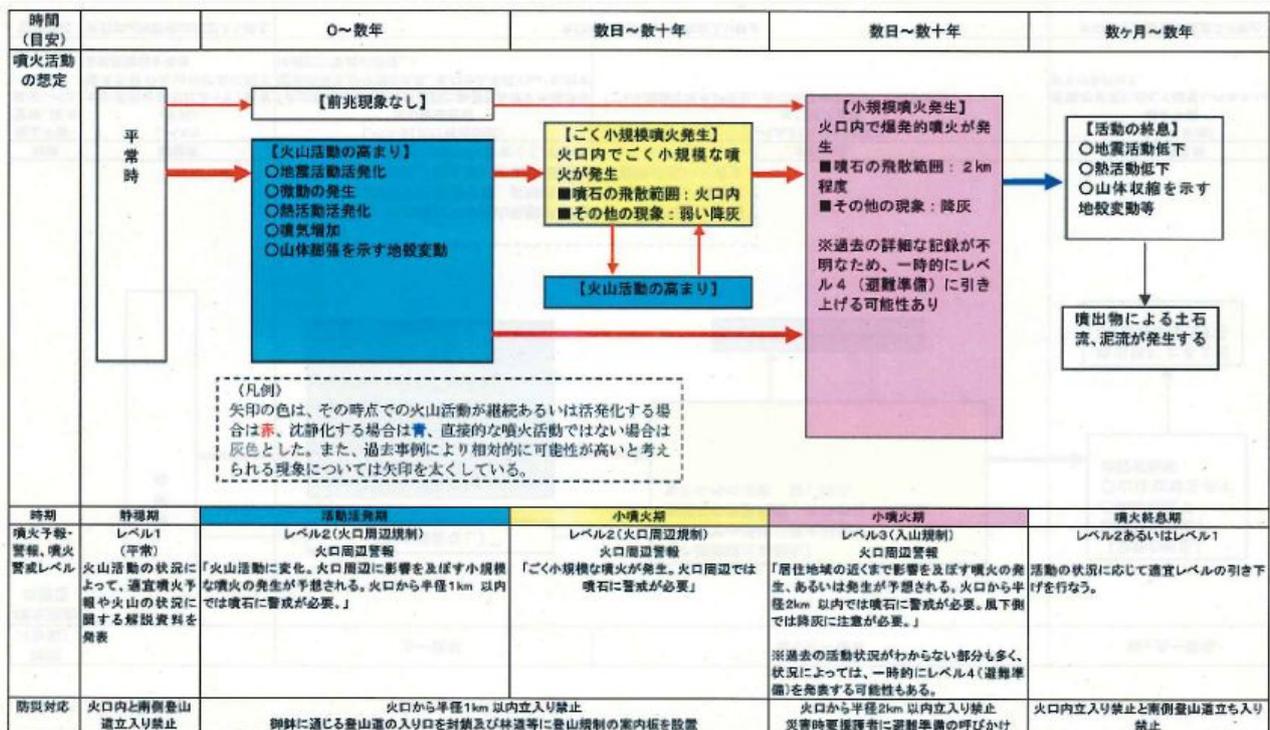
本計画では、気象庁が噴火警戒レベルを導入した際に作成した噴火シナリオ（火山防災対策を考えるとでの噴火シナリオ）を採用するものとする。

採用する噴火シナリオは小噴火、中噴火、大噴火①、大噴火②である。

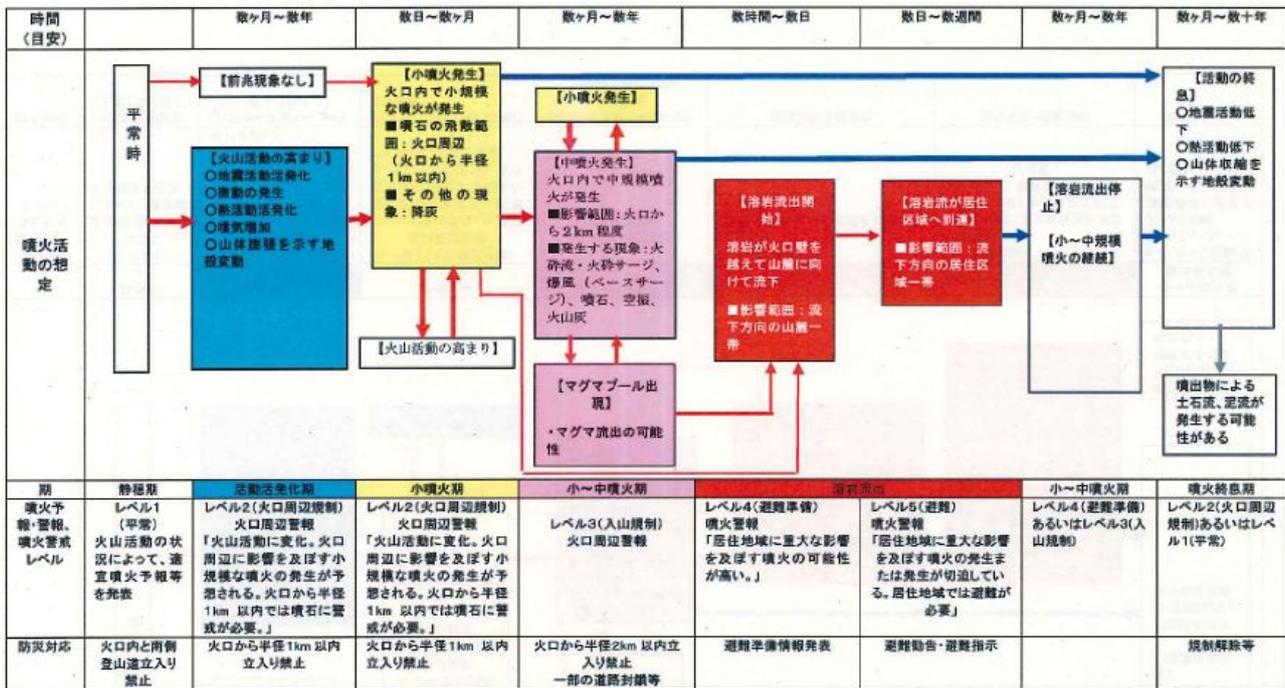
【小噴火】



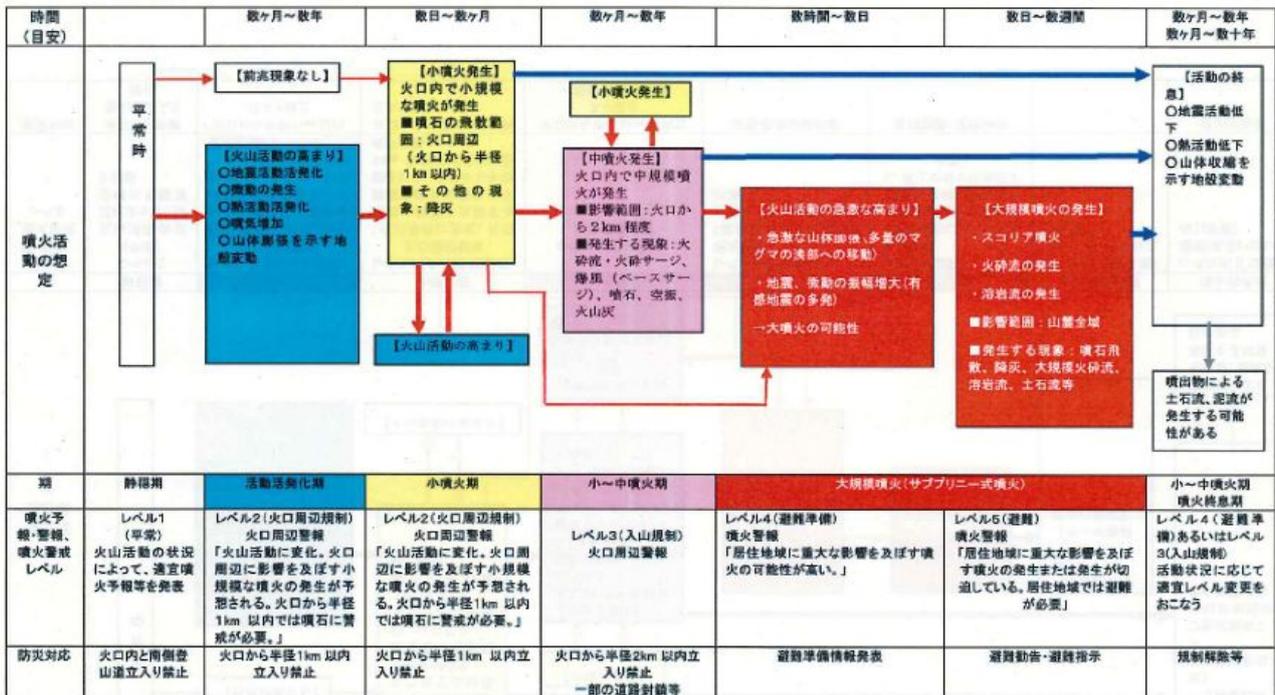
【中噴火】



【大噴火①（溶岩流）】



【大噴火②（火砕流等）】



5. 噴火警戒レベル

霧島山（御鉢）では、4.（1）の火山ハザードマップと5. の噴火シナリオから噴火警戒レベルが設定されている。本計画は、霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル（平成19年12月1日運用開始）に基づくものとする。平成29年3月現在の噴火警戒レベルは以下のとおりである。

平成19年12月1日運用開始

霧島山(御鉢)の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(カラー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火が発生し、噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去の事例 1235年の事例 1月25日：火砕流が火口から約3kmまで到達 ●溶岩流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去の事例 1235年1月25日：溶岩流が火口から約5kmまで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 過去の事例 有史以降の事例なし
噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火砕流が火口から概ね2.5km以内に到達する可能性。 過去の事例 明確な記録なし ●火口から概ね2.5km以内に噴石飛散。 過去の事例 1900年2月16日：約1.8kmに噴石飛散 1895年10月：約2kmまで噴石飛散
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 過去の事例 1923年7月：噴火 1896年3月：噴火 ●小噴火の発生が予想される。 過去の事例 2003年12月：火山性微動、噴気活動活発 1899年7月、10月：黒煙噴出
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<http://www.jma.go.jp/jms/index.html>



気象庁
Japan Meteorological Agency
平成28年4月

6. 避難計画の基本的な考え方

(1) 規制や避難等の対象範囲

4.(1)の火山ハザードマップ、4.(2)の計画の対象とする現象、および5.の噴火シナリオに基づいて、本計画では、6.噴火警戒レベルの各段階における避難対象範囲を表1-1のとおりとする。

なお、対象範囲については、霧島山火山防災協議会等において、居住地域や登山道等の状況に応じて適宜見直すと共に、火山活動の状況等に応じて、随時、拡大または縮小を検討するものとする。

表1-1 噴火警戒レベルの各段階における避難対象範囲

レベル (キーワード)	火山活動の状況	対象範囲	特性
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	御鉢の中心から概ね2.5km以上の範囲で、噴石や火砕流が影響すると予想される範囲(御鉢の中心から概ね5kmの範囲) 鹿児島県 霧島市 宮崎県 都城市、高原町	居住区域が存在。また、主要地方道などがある。噴火シナリオの大噴火のケースでは噴石や火砕流により、住民等が被害に遭う可能性がある。
レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	御鉢の中心から概ね2.5km以上の範囲で、噴石や火砕流が影響すると予想される範囲(御鉢の中心から概ね5kmの範囲) 鹿児島県 霧島市 宮崎県 都城市、高原町	
レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	御鉢の中心から概ね2.5km(活動初期及び活動期)又は2km(活動安定期)の範囲への立入を規制 鹿児島県 霧島市 宮崎県 都城市、小林市 高原町	観光地である高千穂河原があり、また、登山道があることから、範囲内に年間を通じて多数の登山者等がいる。噴火シナリオの中噴火のケースでは噴石により登山者等が被害に遭う可能性がある。
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	御鉢の中心から概ね1kmの範囲への立入規制 鹿児島県 霧島市 宮崎県 都城市、小林市 高原町	登山道があることから、火口近傍に年間を通じて多数の登山者等がいる。噴火シナリオの小噴火のケースでは噴石により登山者が被害に遭う可能性がある。
レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	噴気や火山ガスなどの状況により、必要な注意喚起や立入規制などを行う。	

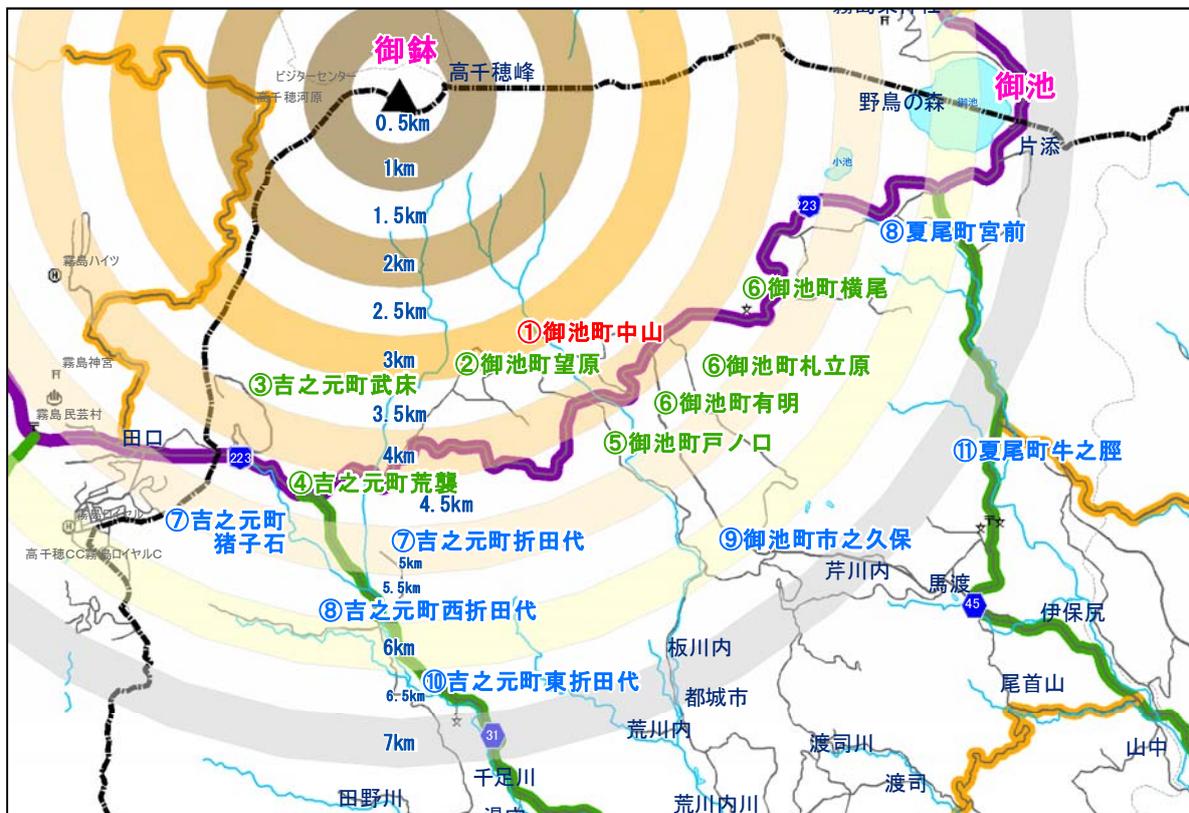
(2) 噴火警戒レベル4および5における避難対象地区と避難対象者数

7.(1)に基づく噴火警戒レベル4および5における避難対象地区と避難対象者数は表1-2のとおりである。

表1-2 噴火警戒レベル4および5における避難対象地区と避難対象者数

地区 ()内は火口を中心からの距離		人口(世帯数)	避難行動 要支援者
折田代	吉之元町武床(3.5)、吉之元町荒襲(4.5)、吉之元町猪子石(5)、 吉之元町折田代(5)、吉之元町西折田代(5.5)、吉之元町東折田代(6.5)	331(196)	49
牛之脛	夏尾町宮前(5.5)、夏尾町牛之脛(7)	160(80)	36
御池	御池町中山(2.8)、御池町望原(3)、御池町横尾(4.5)、御池町札立原(4.5)、 御池町有池(4.5)、御池町戸ノ口(4.5)、御池町市之久保(6)	146(70)	38

注：平成29年12月1日現在



(3) 噴火に至るまでの火山活動の推移に応じた避難計画

本計画では、6.の噴火警戒レベルに基づいた避難計画を定める。避難計画を定めるにあたって5.の噴火シナリオをもとに、噴火に至るまでの火山活動の推移を場合分けする。

- ・噴火警戒レベルが事前に、かつ、段階的に引き上げられた場合
- ・突発的に噴火した場合(噴火警戒レベル1→2又は3)
- ・事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合(噴火警戒レベル2又は3→5)

7. 避難の基本的な方針

噴火時等の避難は、住民等や登山者等が火山現象の影響範囲外に、もしくは安全な地域に退避することを基本とする。

7-1. 噴火警戒レベルが事前に、かつ、段階的に引き上げられた場合

(1) 住民等及び登山者等の避難対応

市は、噴火警戒レベルの段階に応じた避難行動対応を的確に実施する。

ア) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び噴火警戒レベル3（入山規制）時の避難

気象庁が、噴火警戒レベル2または3を発表した場合、市は噴火警戒レベルに応じた警戒範囲に警戒区域を設定、または避難勧告等を行い、次を基本として登山者・観光客等安全確保のための行動を促す。

①交通手段

徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とする。

②立入規制

市は、噴火警報（火口周辺）が発表された場合及び火山の状況に応じて登山者等に対し、立入規制などの措置を行う。

③下山

避難呼びかけを行い、登山者等の規制区域外への避難を促す。状況により、近隣の施設等に避難誘導し、待機を促す。

④警戒態勢

市職員（消防局含む）は登山口等にて登山者等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて警戒にあたる。

イ) 噴火警戒レベル4（避難準備）時による避難

気象庁が噴火警戒レベル4を発表した場合、市長は「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、住民の自主的避難を促すとともに、観光客や避難行動要支援者等の避難を開始させる。この場合の対応は次のとおりとする。

①交通手段

徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とする。迅速な避難と避難中の噴石等からの防護及び長期にわたる避難を考慮し、原則自家用車による避難とする。

②指定避難所の開設

市長は、避難者のために指定避難所（福祉避難所を含む）を開設し避難者を収容する。

③指定避難所における救助措置

食糧、寝具、生活必需品等の給付を行い、医療等については必要に応じて行う。

④携行品の制限

必要最小限の食糧、被服、日用品及び医薬品とする。

ウ) 噴火警戒レベル5（避難）時による避難

気象庁が噴火警戒レベル5を発表した場合、市長は「避難勧告」・「避難指示（緊急）」を発令し、住民等の避難を促進する。この場合の対応は、次のとおりとする。

①避難誘導

市災害対策本部は、あらかじめ決められた避難誘導責任者（自治公民館長、消防団分団長等）や警察等の協力を得て、住民等の安全な避難誘導を行う。

②交通手段

自力避難を原則とするが、市が避難者輸送を行う場合には、交通機関車両及び自衛隊車両等を使用する。

③避難所開設

指定避難所（福祉避難所を含む）を開設し避難者を収容する。

④避難所における救助措置

食糧、寝具、生活必需品等の給付を行い、医療等については必要に応じて行う。

⑤携行品の制限

必要最小限の食糧、被服、日用品及び医薬品とする。

（2）避難行動要支援者の避難対応

高齢者や障がい者等のうち、避難行動に必要な情報の把握が困難、または自らの行動等に制約のある避難行動要支援者については、避難準備から避難後の生活までの各段階において、行政とその家族、身近にいる住民、自主防災組織、関係団体等が協力して、きめ細やかな支援策を講ずるものとする。

このため、市が定める地域防災計画の避難行動要支援者への支援等に関する規定に準じて適切に行うことができる体制を確立する。

（3）避難できなくなった人たちの安全対策

ア) 住民等の避難

噴火により避難経路が閉ざされた場合は、避難誘導責任者が災害対策本部等に連絡し、警察、自衛隊の救助を公民館等の集合場所で一時待つものとする。

市長は、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、県、警察、海上保安庁、自衛隊等にヘリコプターの出動について県知事に要請（要求）する。

イ) 自衛隊災害派遣要請による避難

市長は、地域に係る噴火等の災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう要求する。

① 要請基準について

霧島山（御鉢）の噴火シナリオから想定される災害派遣要請の基準は、噴火活動が活発化した場合を基準とし、以下の状態が起きた時とする。

- ・避難対象区域の住民等が、火砕流や熱風を伴う火山活動により通常的手段による避難が困難

・避難対象区域の住民等が、多量の火山灰や噴石（こぶし大）の継続的な落下により通常的手段による避難が困難

・避難対象区域の住民等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難

② 要請時について

・避難対象区域近傍における装甲車等の待機場所を確保する

・避難支援時に市職員は努めて自衛隊職員と同行する

（４）避難に際し住民等のとるべき行動

住民等は、自らが自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、行政からの避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の発令に伴う避難の呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。

① 住民等及び地域の避難誘導責任者は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、指定避難所等を事前に把握しておくとともに、霧島火山防災マップで火山災害についても把握するものとする。

② 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、避難の際は混乱を避けるため制限を守るものとする。

持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携行することとする。

③ 避難の前には必ず石油ストーブの消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止することとする。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めるものとする。

④ 避難するときは、基本的に頭巾又はヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用することとする。

⑤ 行動は近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすることとする。

⑥ 行動は沈着に行い、不確実な情報等にまどわされないよう注意することとする。

（５）家畜等の避難

畜産事業者の飼育する動物及び個人の愛玩動物は、所有者の責任において避難先を確保する。

7-2. 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）

突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）、市は、関係市町等と速やかに火山活動の状況を共有し、その情報をもとに協議のうえ、火口周辺規制（もしくは入山規制）を実施するとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなどの対応を行うものとする。

7-3. 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合（噴火警戒レベル2又は3→5）

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま、居住地域まで影響を及ぼす噴火が発生した場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で避難対象地域に到達する恐れがあるため、速やかな緊急退避の実施や避難勧告・避難指示（緊急）等の周知、住民等や登山者等の安全な地域への避難誘導を行う。特に火砕流が居住地域まで影響を及ぼすと想定されている地域では注意を要する。

第2章 事前対策

1. 防災体制

噴火時等において、火山の活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、住民等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく。特に火山災害の場合、避難に緊急を要する場合もあり得ることから、危険区域へ直ちに情報を伝達できるようにする。

(1) 市の防災体制

市は、噴火時等において、霧島山（御鉢）の火山の活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。

霧島山（御鉢）の噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、霧島山（御鉢）の活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、情報連絡本部又は、災害警戒本部、もしくは災害対策本部を設置する。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は表2-1 および表2-2のとおりである。

表2-1 噴火警戒レベルに応じた防災体制

噴火警戒レベル	
1（活火山であることに留意）	（なし）
2（火口周辺規制）	情報連絡本部
3（入山規制）	情報連絡本部
4（避難準備）	災害警戒本部
5（避難）	災害対策本部

市の体制は、状況に応じて変更の場合がある。突発的な噴火が発生した場合や災害が発生した場合、噴火警戒レベル2，3，4であっても災害対策本部を設置する。

(2) 噴火時の市の主な役割と体制

霧島山（御鉢）の噴火に係る主な役割と体制は表2-2のとおりである。

表2-2 霧島山（御鉢）の噴火に係る防災体制

噴火時の主な役割と体制	
<u>(平常時)</u>	
<ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制の強化・拡充 ・住民等の防災活動の促進、環境整備 ・研究及び観測等の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難道路の整備 ・観光客の安全確保対策 ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達
<u>(噴火時)</u>	
<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡本部（レベル2、3）、災害警戒本部（レベル4）、災害対策本部（レベル5） ・火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・道路及び登山道規制 ・避難勧告等の発令及び各種規制 ・救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊災害派遣要請の依頼 ・警戒区域の設定 ・避難の指示、誘導

(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理

霧島山火山防災協議会の構成機関は、噴火時等において、迅速に、また相互に調整の取れた防災対応が実施できるように、噴火警戒レベルに応じた活動や役割を整理し、平常時から相互の役割を共有する。

噴火警戒レベル1～5における防災対応を表2-3に示す。

表2-3 噴火警戒レベルと防災対応(1)

主体/主な対応		レベル1：活火山であることに留意	レベル2：火口周辺規制	レベル3：入山規制
気象庁	福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 24時間監視 観測点増強 必要に応じ機動観測実施 定時・随時に情報を発表 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒発表 24時間監視 観測点増強 必要に応じ機動観測実施 定期・随時に情報を発表 レベル2への判定基準に近づき、引き上げの検討を開始する時点で関係機関に事前の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒発表(噴火警戒レベルの引き上げ) 引き続き、随時情報発表 レベル3への判定基準に近づき、引き上げの検討を開始する時点で関係機関に事前の連絡
	鹿児島・宮崎地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> 随時、情報を提供 定時、臨時現地調査 	<ul style="list-style-type: none"> 随時、情報を提供 定時、臨時現地調査 県及び関係市町との連携、情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ火山の活動等に関する防災情報を提供、解説 現地情報収集
国	体制	<ul style="list-style-type: none"> 注意体制(災害が生じる(恐れがある)場合、非常体制 ※事務所の防災体制とは別) 	<ul style="list-style-type: none"> 注意体制(災害が生じる(恐れがある)場合、非常体制 ※事務所の防災体制とは別) 	<ul style="list-style-type: none"> 注意体制(災害が生じる(恐れがある)場合、非常体制)
	砂防・河川(国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 資機材の備蓄状況、手配可能な量の把握 降灰量計、監視機器の手配、リアルタイムハザードマップの準備 現地調査による砂防施設の点検、緊急対策予定地の状況把握、降灰量調査の準備、協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 資機材の備蓄状況、手配可能な量の把握 降灰量計、監視機器の手配、リアルタイムハザードマップの準備 現地調査による砂防施設の点検、緊急対策予定地の状況把握、降灰量調査の準備、協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況に応じヘリ調査、降灰量調査を実施、必要に応じて土石流発生基準雨量の検討、リアルタイムハザードマップの提供 必要に応じて緊急ハード対策を実施、緊急ハード対策実施箇所に監視機器を設置
	道路(国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 道路規制情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 道路規制情報の提供 降灰除去支援を実施
	国有林(林野庁)	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供、標識等の設置に関する統制・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供、標識等の設置に関する統制・調整 降灰量調査・森林活性度調査・霧島地区全体計画調査の準備 既存治山ダム等の排土工事など緊急対策予定地の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供、標識等の設置に関する調整 林道への立入規制 噴火活動状況により降灰量調査・森林活性度調査・霧島地区全体計画調査の実施 土石流・火山泥流発生等の危険性など降灰流出調査の実施及び状況により排土工事など緊急対策工の実施、土石流センサー、監視カメラ等の設置
国立公園(環境省)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 	
霧島山火山防災協議会等		<ul style="list-style-type: none"> 定期及び臨時に開催 避難施設、情報発信、啓発活動等の警戒避難体制の整備に関する協議 登山届の推進施策の検討、推進 火山の活動状況により、霧島山(御鉢)の防災対応等について検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 随時に開催 	<ul style="list-style-type: none"> 随時に開催
	警戒区域・立入規制範囲	<ul style="list-style-type: none"> 【立入規制範囲】 活動状況により硫黄山火口周辺への立入制限の範囲等について協議 	<ul style="list-style-type: none"> 【警戒区域・立入規制範囲】 レベル2の対応準備を検討、状況により関係機関に準備を伝達 霧島山(御鉢)から概ね1kmへの立入規制等を協議 状況により立入規制範囲等を修正 	<ul style="list-style-type: none"> 【警戒区域・立入規制範囲】 警戒区域の設定協議及び霧島山(御鉢)周辺から概ね2kmもしくは2.5km以内への立入規制範囲等協議 火山活動状況により霧島山(御鉢)から概ね2.5km以内への立入規制の拡大若しくは2kmへの縮小等協議 状況により、登山者等の避難者の救出、搬送、救護、身元確認、家族支援等に関する協議

表2-3 噴火警戒レベルと防災対応(2)

主体/主な対応		レベル1：活火山であることに留意	レベル2：火口周辺規制	レベル3：入山規制
宮崎県・鹿児島県	体制	—	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡本部(宮崎県)(状況により、災害警戒本部又は災害対策本部を設置) 通常(鹿児島県) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部(状況により災害対策本部(宮崎県)) 情報連絡体制。被害、影響の範囲に応じ警戒本部等の体制(鹿児島県)
	防災・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集・提供、カメラ映像等による監視・配信(宮崎県) 火山情報の収集(鹿児島県) 各種手段による火山情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・提供、カメラ映像等による監視・配信 防災ヘリを活用した登山者等への避難呼びかけ、情報収集・提供 情報の収集 各種手段による火山情報、規制情報の発信 自衛隊、消防、警察等関係機関との情報共有、連携。状況により自衛隊に災害派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動状況の確認、防災ヘリ等による登山者への避難呼びかけ、被害状況の把握、防災ヘリによる患者の搬送等 火山・避難専門家と連携し、都城市、小林市、高原町、霧島市の防災対応を確認、助言 自衛隊、消防等関係機関との情報共有、連携。状況により自衛隊に災害派遣要請 各種手段による火山情報、規制情報の発信
	砂防・河川	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集、センサー等による土石流監視 砂防堰堤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報収集、土石流監視の継続 降灰量調査の準備(降灰状況によっては調査の実施) 砂防施設の点検、緊急対策予定地の状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集、土石流監視の継続 降灰状況により降灰量調査の実施 必要に応じて緊急土石流対策
	道路	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 立入規制範囲の設定に伴い県が管理する道路を規制(鹿児島県) 道路規制情報の提供(鹿児島県) 案内看板の設置(鹿児島県)
	登山道	<ul style="list-style-type: none"> 看板の設置等(宮崎県、鹿児島県) 火山の活動状況により、霧島山(御鉢)付近の登山道の防災対策を検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 登山者等への避難呼びかけ(宮崎県、鹿児島県) 立入規制範囲の設定に伴い県が管理する登山道を規制、状況により拡大(宮崎県、鹿児島県) 案内看板の設置等(宮崎県、鹿児島県) 	<ul style="list-style-type: none"> 立入規制範囲の設定に伴い県が管理する登山道を規制 警戒範囲2.5kmの際、新燃岳の登山道規制(鹿児島県) 規制情報看板の設置
	林野火災・農畜産・農林	—	<p>【林野火災】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「防災消防ヘリコプター相互応援協定」(H24.10)により四県(宮崎県、鹿児島県、熊本県、大分県)が連携、状況により自衛隊に災害派遣要請 	<p>【林野火災・農畜産】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒範囲内の林道への立入規制 必要に応じて防災ヘリにより空中消火 農業・畜産等への情報提供、支援
	観光等	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の提供 ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、規制情報の提供 ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 風評被害対策の検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、規制情報の提供 ガイド、観光施設等を通じた情報発信、啓発活動 風評被害対策の検討、実施
市町	体制	—	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡本部(小林市、都城市、高原町、情報連絡体制(霧島市))(状況により災害警戒本部又は災害対策本部を設置) 通常(その他の市町) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡本部(小林市、都城市、高原町、情報連絡体制(霧島市))(状況により災害警戒本部又は災害対策本部を設置)
	規制	<ul style="list-style-type: none"> 活動状況により霧島山(御鉢)周辺火口内、火口近傍、異常発現地域周辺への立入制限を検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 霧島山(御鉢)周辺から概ね1kmの範囲は、立入規制(地域防災計画、対法60条・63条) 登山道規制(霧島山(御鉢)周辺から概ね1km)(各登山道管理者) 状況により規制範囲を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 霧島山(御鉢)周辺から概ね2.5km(活動初期及び活動期)又は2km(活動安定期)の範囲は、立入規制(地域防災計画、対法60条・63条) 警戒範囲に応じ、新燃岳、矢岳の登山道規制(霧島山(御鉢)火口から概ね2~2.5km) 警戒範囲内の市町が管理する道路等を規制

表2-3 噴火警戒レベルと防災対応(3)

主体/主な対応		レベル1：活火山であることに留意	レベル2：火口周辺規制	レベル3：入山規制
市町	住民などへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報伝達手段 避難所、避難施設 避難方法等 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報伝達手段 避難所、避難経路、避難手段などの確認と表示、状況により避難所を開設 住民に対する火山情報の発信 災害時要支援者の把握と避難時の支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報伝達手段 避難所、避難経路、手段等の確認及び避難所の開設準備(都城市、高原町、霧島市) 自主防災組織等の要支援者の避難体制を確認(都城市、霧島市、自主防災組織等) 霧島山(御鉢)周辺に避難呼びかけ、避難誘導、避難所の開設(都城市、霧島市) 登山客等の安全地域への避難支援(車両・ヘリ・装甲車等)、避難者の身元確認支援
	登山者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、看板等による火山情報の周知 パンフレットの作成配布及び登山者等に関する情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 霧島山(御鉢)周辺に避難勧告や避難指示(緊急)の発令、ホームページ、看板等による火山情報、規制情報の周知、登山者等への避難呼びかけ パンフレットの作成配布 状況により、避難者の救助、搬送、収容、家族支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 霧島山(御鉢)周辺に避難勧告や避難指示(緊急)の発令、ホームページ、看板等による規制情報の周知(各市)
	消防本部(局)	<ul style="list-style-type: none"> 非常時の活動方針の検討、計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の要請に基づく登山者等の避難状況の確認、非常時の活動方針の検討 状況により、救助活動等 	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集、避難支援 状況により、登山者等の救出救助 状況により、救護所の開設、避難誘導等
	県警察	<ul style="list-style-type: none"> 市町との連携・情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の要請に基づく登山者等の避難状況の確認、避難誘導・交通整理の実施 道路管理者との連携、道路規制 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の要請に基づく避難誘導・交通整理 要救助者の救出救助、県警ヘリによる火山周辺情報の収集等 登山者等の身元確認、行方不明者の有無の確認
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集、前方拠点等の選定、救助活動等の計画作成、訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の共有、前方拠点等の選定 状況により、災害派遣、避難者の救助、搬送、収容、病院搬送等 	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応態勢の維持、要請に基づき救助活動 装甲車両、ヘリ等の支援準備、支援 	
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集手段を活用できる体制の確保、画像情報の収集・連絡システムの確保、救助用資機材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集手段を活用できる体制の確保、画像情報の収集・連絡システムの確保、救助用資機材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集手段を活用できる体制の確保、画像情報の収集・連絡システムの確保、救助用資機材の確保 航空機等による目視、撮影等による情報収集、画像情報の利用による被害規模の把握 	

表2-3 噴火警戒レベルと防災対応(4)

主体/主な対応		レベル4：避難準備	レベル5：避難
気象庁	福岡管区气象台 鹿児島地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報発表(警報の引き上げ) 24時間監視 機動観測実施 観測体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報発表(警報の引き上げ) 24時間監視 機動観測実施 観測体制の強化
	鹿児島・宮崎地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> 随時、解説情報を提供 現地調査 必要に応じ情報を提供、現地情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 随時、解説情報を提供 定期、臨時現地調査 必要に応じ情報を提供、現地情報収集
国	体制	警戒体制(災害が生じる(恐れがある)場合、非常体制)	非常体制
	砂防・河川 (国土交通省)	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況に応じヘリ調査(遠望)、降灰量調査(遠隔地)を実施、土石流発生基準雨量の検討、リアルタイムハザードマップの提供 緊急ハード対策の中止、待避 	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況に応じヘリ調査(遠望)、衛星データの取得、降灰量調査(遠隔地)を継続 緊急ハード対策の中止、待避、噴火沈静後必要な個所に緊急ハード対策、緊急ハード対策実施箇所に監視機器を設置
	道路 (国土交通省)	道路規制情報の提供、降灰除去支援を実施	降灰除去支援を実施
	国有林 (林野庁)	<ul style="list-style-type: none"> 入林者の立入規制 林道への立入規制 立入規制範囲内での作業中止、及び避難準備 森林など周囲環境への影響調査 	<ul style="list-style-type: none"> 入林者の立入規制 林道への立入規制 森林など周囲環境への影響調査把握 噴火沈静後、降灰量調査・森林活性度調査及び応急対策工の実施並びに土石流・火山泥流発生の危険性など降灰量流出調査の実施及び土石流センサー・監視カメラの設置
	国立公園 (環境省)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 登山道の規制、看板等の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等により火山情報、防災情報を発信 登山道の規制、看板等の管理
霧島山火山 防災協議会等	随時開催	随時開催	
	警戒区域・ 立入規制範囲	<p>【立入規制範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定及び霧島山(御鉢)の想定火口縁から概ね4km(火口中心から概ね5km)以内への立入規制範囲を協議 状況に応じて規制範囲の拡大もしくは縮小を協議 	<p>【立入規制範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定及び霧島山(御鉢)の想定火口縁から概ね4km(火口中心から概ね5km)及び避難対象地域の立入規制範囲を協議 状況に応じて規制範囲の拡大もしくは縮小を協議

表2-3 噴火警戒レベルと防災対応(5)

主体/主な対応		レベル4：避難準備	レベル5：避難	
宮崎県・鹿児島県	体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部(状況により災害対策本部) (宮崎県) 災害対策本部、状況により災害警戒本部 (鹿児島県) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部(宮崎県、鹿児島県) 	
	防災・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動状況の確認、防災ヘリ等による現地確認、被害状況の把握 火山専門家等と連携し規制範囲の検討、各市の防災対応を確認、助言 自衛隊、消防等関係機関との情報共有、連携。状況により自衛隊に災害派遣要請 各種手段による火山情報、規制情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動状況の確認、防災ヘリ等による現地確認、被害状況の把握 火山専門家等と連携し規制範囲の検討、各市の防災対応を確認、助言 自衛隊、消防等関係機関との情報共有、連携。状況により自衛隊に災害派遣要請 各種手段による火山情報、規制情報の発信 	
	砂防・河川	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集、土石流監視の継続 降灰状況により降灰量調査の実施 避難対象地区の工事中止及び工事関係者の避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報収集、土石流監視の継続 避難対象区域の工事関係者の避難 	
	道路	<ul style="list-style-type: none"> 立入規制範囲の設定に伴い県が管理する道路を規制(宮崎県、鹿児島県) 道路規制情報の提供(宮崎県、鹿児島県) 案内看板の設置(宮崎県、鹿児島県) 	<ul style="list-style-type: none"> 立入規制範囲の設定に伴い県が管理する道路を規制(宮崎県、鹿児島県) 道路規制情報の提供(宮崎県、鹿児島県) 案内看板の設置(宮崎県、鹿児島県) 	
	登山道	<ul style="list-style-type: none"> 立入規制範囲の設定に伴い県が管理する登山道を規制 規制情報看板の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 立入規制範囲の設定に伴い県が管理する登山道を規制 案内看板の設置及び立入規制 	
	林野火災・農畜産・農林	<p>【農林】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業・畜産等への情報提供、支援 	<p>【農林】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業・畜産等への影響把握、支援 	
	観光等	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、規制情報等の提供 避難確保計画に基づく対応の確認 風評被害対策の検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、規制情報等の提供 避難確保計画に基づく対応の確認 風評被害対策の検討、実施 	
市町	体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害警戒本部(状況により災害対策本部) (都城市、霧島市) 状況により情報連絡本部(その他の市町) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部(都城市、霧島市) 状況により情報連絡本部または災害警戒本部(その他の市町) 	
	規制	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始を発令 霧島山(御鉢)の想定火口縁から概ね4km(火口中心から概ね5km)の範囲は、立入規制(地域防災計画、災対法60条・63条) 警戒範囲内の市町が管理する道路等を規制 登山道規制(霧島山(御鉢)の想定火口縁から概ね4km(火口中心から概ね5km)) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告や避難指示(緊急)発令 霧島山(御鉢)の想定火口縁から概ね4km(火口中心から概ね5km)の範囲は、立入規制(地域防災計画、災対法60条・63条) 警戒範囲内の市町が管理する道路等を規制 登山道規制(霧島山(御鉢)の想定火口縁から概ね4km(火口中心から概ね5km)) 	
	住民などへの対応	火山情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、緊急速報メール等による伝達体制の整備、訓練の実施 消防団、自治公民館、自主防災組織等を通じた火山情報・避難計画等の周知、講習会の開催等 畜産事業者等への情報提供(家畜等避難) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、緊急速報メール等による伝達体制の整備、訓練の実施 消防団、自治公民館、自主防災組織等を通じた火山情報・避難計画等の周知、講習会の開催等 畜産事業者等への情報提供(家畜等避難後の状況)、支援
		避難所、避難施設	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設・周知、避難行動要支援者に対する避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設・周知、避難の支援、避難住民に対する支援
		避難方法等	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等の避難経路、避難者支援等についての確認 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等の避難者、要支援者に対する避難支援、生活支援
登山者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 霧島山(御鉢)周辺から概ね2.5kmの範囲は、立入規制(地域防災計画、災対法60条・63条)(継続) ホームページ、看板等による規制情報の周知(各市) 	<ul style="list-style-type: none"> 霧島山(御鉢)周辺から概ね2.5kmの範囲は、立入規制(地域防災計画、災対法60条・63条)(継続) ホームページ、看板等による規制情報の周知(各市) 関係機関等と連携して行方不明者等の情報を確認、問い合わせ対応等 		

表2-3 噴火警戒レベルと防災対応(6)

主体/主な対応	レベル4：避難準備	レベル5：避難
消防本部（局）	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者への避難呼びかけ、避難誘導の準備及び避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 避難呼びかけ、避難誘導
県警察	<ul style="list-style-type: none"> 市町の要請に基づく登山者・観光客等の避難状況の確認、避難誘導 道路管理者と連携した交通規制 要救助者の救出救助、県警ヘリによる火山周辺情報の収集等 避難準備・高齢者等避難開始の発令対象地域の警戒 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の要請に基づく登山者・観光客等の避難状況の確認、避難誘導 道路管理者と連携した交通規制 要救助者の救出救助、県警ヘリによる火山周辺情報の収集等 避難勧告等発令対象地域の警戒 関係機関等と連携して行方不明者等の情報を確認、県・市町に対する情報提供
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 初動対処態勢を維持、要請に基づき救助活動 	<ul style="list-style-type: none"> 初動対処態勢を維持、要請に基づき救助活動
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集手段を活用できる体制の確保、画像情報の収集・連絡システムの確保、救助用資機材の確保 航空機等による目視、撮影等による情報収集、画像情報の利用による被害規模の把握 対策本部等の依頼等に基づく被災地方公共団体の活動支援、救助・救急活動のための資機材を確保、災害対策本部における情報共有及び調整、災害現場で活動する機関の現地合同調整本部への参画 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集手段を活用できる体制の確保、画像情報の収集・連絡システムの確保、救助用資機材の確保 航空機等による目視、撮影等による情報収集、画像情報の利用による被害規模の把握 対策本部等の依頼等に基づく被災地方公共団体の活動支援、救助・救急活動のための資機材を確保、災害対策本部における情報共有及び調整、災害現場で活動する機関の現地合同調整本部への参画 被災地方公共団体からの要請に基づく、緊急輸送活動を実施

(4) 合同会議等

国は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど、地方公共団体等との火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、噴火警戒レベル3に相当する火口周辺警報が発表された場合は「火山災害現地連絡調整室」を、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報が発表された場合は「火山災害現地警戒本部」を、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報が発表された場合は「緊急(非常)災害現地対策本部」を設置する。

また、必要に応じて、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議または火山災害対策合同会議を開催する。

協議会の構成機関は、合同会議等が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

表2-4 噴火警戒レベルに応じた防災体制

(下線無し：国が開催 下線有り：国、関係自治体、火山専門家等が合同で開催)

警報	噴火警戒レベル	現地の体制 (状況に応じて設置)	国の体制 (状況に応じて設置)
噴火警報 (特別警報)	レベル5 (避難)	緊急(非常)災害現地対策本部 <u>火山災害対策合同会議</u>	緊急(非常)災害対策本部
	レベル4 (避難準備)	火山災害現地警戒本部 <u>火山災害警戒合同会議</u>	火山災害警戒本部
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	火山災害現地連絡調整室	関係省庁災害警戒会議

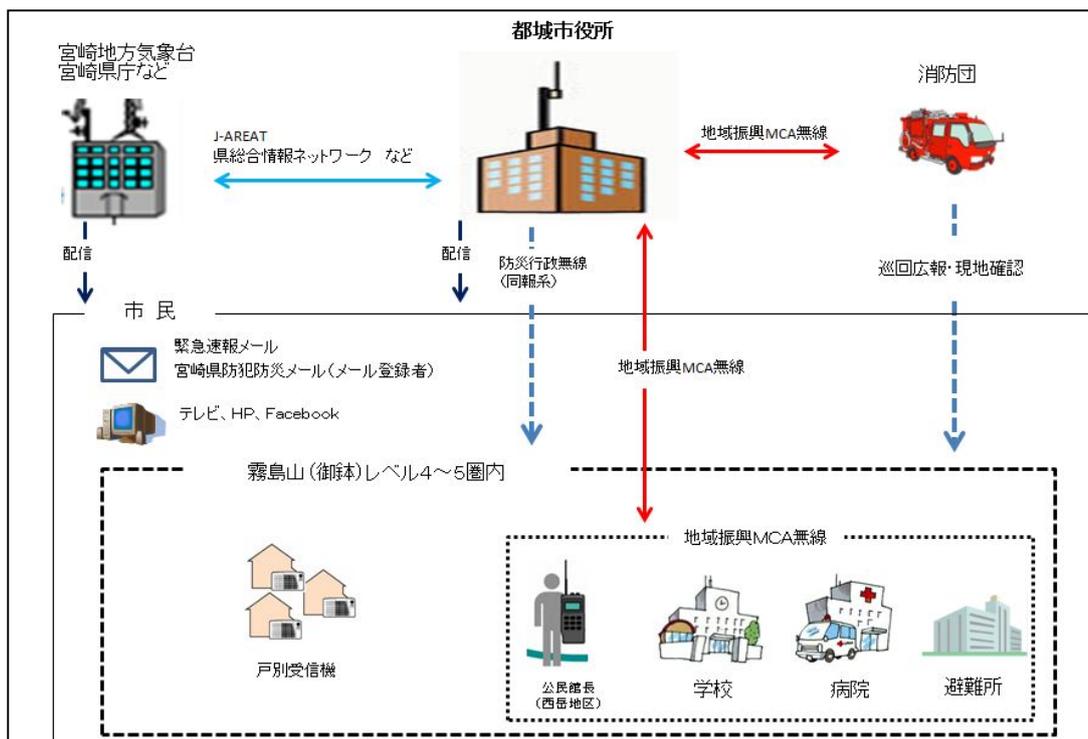
(5) 広域一時滞在の体制構築

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同県内の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めらる。

2. 情報伝達体制

(1) 市の情報伝達・共有

気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、以下に示すとおりとする。



イ) 登山者等への情報伝達

市は、防災行政無線や広報車のほか、緊急速報メール等により、入山規制の実施や早期下山を呼びかける。

また、国内外から訪れる多くの登山者等に対し、ホームページや報道機関を通じた広報や多様な言語による情報伝達手段の検討を行うほか、観光事業者、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を要請して、観光施設での防災マップ等の配布や登山道への周知看板の設置等、観光拠点や主要駅等での広報を実施することにより、必要な情報を周知する。

ウ) 住民等への情報伝達

住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民等への速やかな情報伝達や広報を行う。また、適切に情報伝達することで、住民等の不安を和らげ、不要な混乱を防止する。

住民等が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報等や避難勧告等をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、市は、国、県及び関係機関とともに、状況に応じて的確に情報伝達や広報を行う。

エ) 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者は、避難等の行動において、即座に対応することが困難であるため、一般住民より早めに情報伝達する。特に一人暮らしの高齢者や聴覚・視覚障がい者等には、確実に一人一人に情報を伝えるよう努める。

社会福祉施設等の避難行動要支援者に関しては、市から各施設に対して、確実に情報伝達を実施する。

また、在宅の避難行動要支援者に対しては、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは十分に伝わらないことが考えられ、自治公民館や民生委員等による個別の情報伝達や、障がいの内容に応じたメディアを活用するなど情報伝達の支援に努める。

避難行動要支援者及び、避難行動要支援者の避難支援者への情報伝達方法としては、緊急速報メールや防災メール、防災行政無線、広報車を用いて情報を伝達する。

オ) 平常時（噴火警戒レベル1）の情報伝達に係る防災対応

平常時（噴火警戒レベル1）における市の情報伝達に係る対応は、表2-5のとおりである。

表2-5 平常時（噴火警戒レベル1）における情報伝達に係る防災対応

実施内容
<p>平常時（噴火警戒レベル1（活火山であることに留意））</p> <p><u>（登山者等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 霧島火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報の周知 報道機関への情報提供 <p><u>（住民向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会等との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 避難対象エリアの住民への周知（緊急速報メール・防災メールの配信、ホームページ等による広報） 消防団、自治公民館、自主防災組織等を通じた火山情報、避難計画等の周知、講習会の開催 教育委員会や霧島火山防災協議会、関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 <p><u>（避難行動要支援者向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成 避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） 自治公民館、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築

(3) 異常現象等の報告等

霧島火山は、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、住民等や登山者等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要があれば避難の誘導、登山規制等の措置を講じる。

ア) 通報体制

住民等や登山者等及び観光施設等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、市及び関係機関は、情報の通報を実施する。通報体制は次のとおりとする。異常現象が発見された場合、関係機関は電話連絡で情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会を開催するものとする。



異常発見者（住民等）		
↓		
1次通報先		
都城市	都城市総務部危機管理課	0986-23-2129
消防局	都城市消防局指令課	0986-23-2125
警察関係	都城警察署	0986-24-0110
↓		
2次通報先		
宮崎県	宮崎県危機管理課	0985-26-7618
県警察本部	宮崎県警察本部	0985-31-0110
防災関係機関	宮崎地方気象台	0985-25-4032
	自衛隊、火山専門家、宮崎県防災士ネットワーク、自主防災組織等	

イ) 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、表2-6のとおりである。

なお、住民等や登山者等及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表2-6 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等

○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

ウ) 異常現象の調査と速報

住民等や登山者等及び観光施設等から異常現象発見の通報を受けた市職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

○ 速報の内容

- ・ 発生の事実（発生または確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・ 発生場所（どの火口で確認されたか）
- ・ 発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

3. 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難勧告・指示（緊急）等の発令基準

ア) 避難準備・高齢者等避難開始の発令の基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル2や3、4（避難準備）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合、規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が避難を希望する場合等に、市長が住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。さらに、上記地区内及び立入規制区域内の地域にいる住民のほか、登山者・観光客等に対しても同様の措置を取るものとする。

イ) 避難勧告等発令（災対法第60条）の基準

「避難勧告」、「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル5（避難）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、規制区域内にある避難対象区域に発令する。

また、多くの住民等が自主的に避難した場合等に、市長が住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

ウ) 上記以外の避難（災対法第63条）

市長は、災害対策基本法第63条により、警戒区域（立入規制区域）を設定し、区域内からの退去を命じることができる。

(2) 避難時の市の役割

避難時における市の役割を確認し、必要な体制、資機材等を整備する。

表2-7 住民等および登山者等の避難における市の役割

役割
○火山現象により災害が発生、または発生する恐れがある場合において、住民、登山者・観光客等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長は、地元警察署長と連絡のうえ、住民、登山者・観光客等に対して、避難のための立退きの勧告または指示を行う。また、必要に応じて、避難のための立退き先を定めて勧告、指示を行う。この場合、市長は速やかに県に報告する。
○火山災害が発生、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。
○避難の勧告または指示（緊急）をした場合、市は、地元警察署等の協力を得て、各自治公民館等があらかじめ指定してある指定避難所に誘導する。この場合、市は避難所に職員を派遣するかまたは避難所の管理責任者と連絡を密にして避難所開設を円滑に行えるようにする。
○避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
○避難所を開設したときは、速やかに警察署等関係機関に連絡するとともに、所定の様式により、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。
○避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・災害時要援護者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。
○自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。
○指定した福祉避難所の所在地等については、様式に基づき県に報告する。
○福祉避難所を開設したときは、速やかに警察署等関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。
○避難行動要支援者に対する避難行動要支援者名簿に基づく、速やかな安否確認を実施する。
○居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。
○地域住民や民生委員・児童委員等の協力による避難行動要支援者の避難所への速やかな避難誘導を行う。
○聴覚障がいや視覚障がい、外国人に対応した情報伝達手段を確保する。
○避難行動要支援者の搬送体制を確保（搬送手段の確保）する。
○語学ボランティアの協力による外国人の避難誘導、安否確認を行う。
○外国人への情報提供（提供情報の多言語対応）を行う。

(3) 避難経路の設定

公民館等の集合場所、指定避難所、福祉避難所等について、避難者数の試算に基づき、避難施設と避難ルート及び輸送・移動手段をあらかじめ定めておく。

なお、地区内に登山者・観光客等も存在する場合は、その人数の見込みも人口に含める必要がある。

(4) 避難手段の確保

避難の手段として、直接避難の場合は自家用車、又は公民館等の集合場所に集まったの集団避難はバスを利用する。また、噴火が切迫している場合など必要に応じて、自衛隊のヘリや車両での輸送について県知事に要求する。

- ① 市は、必要台数を決定しバス事業者等に要請を行う。
→バス事業者等との災害時応援協定促進
- ② 市は、避難対象地区を踏まえ、バスの集結場所をあらかじめ定めておく。
- ③ バスの台数が不足し、また出動が間に合わないなどの事態が発生し、県内外のバス事業者への要請が必要となった場合には、県災害対策本部に調整・依頼する。
- ④ あらかじめ定めた避難ルートについて、輸送路として利用の適否について確認する。
- ⑤ 避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。
- ⑥ 広域輸送については、県災害対策本部で調整を依頼する。

(5) 避難に関する資機材等

市は、火山噴火に係る避難を支援する備品・資機材等を整備する。

4. 救助体制の構築

火山災害時には、局地的に多数の救助・救急を必要とする事象の発生が懸念される。また、対応の遅れが避難行動や救出活動を困難にする事態に発展しかねない。そこで、初動体制を確立し、関係機関との協力体制を確保したうえで、迅速かつ的確な対応により、救出・救助活動の万全を期する必要がある。

(1) 救助に関する情報共有体制

救出・救助における市（消防局含む）の役割は以下のとおりである。

表2-8 住民等及び登山者等の救出・救助における市（消防局含む）の役割

役割
<p>○119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。</p> <p>○消防局長は、災害の状況を市長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。</p> <p>○災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき組織的な対策をとる。救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ実施する。</p> <p>○家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。</p> <p>○災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。</p> <p>○応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い後方医療機関に搬送する。搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。</p> <p>○災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な救助救急活動を行う。</p> <p>○救助・救急活動にあたっては、現地の行政機関、医療機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。</p>

(2) 救助資機材等

消防局は、救助活動等に必要となる資機材の確保・配備に努める。

火山噴火に係る主な救助資機材は、以下のとおりである。

- 火山性ガス検知器、防毒マスク、軽量救助担架、スコップ（大・小）
- ゾンデ棒（プローブ）、スパッツ（ゲイター）／ストック、バックパック
- ドローン（無人ヘリ）

5. 避難促進施設

(1) 避難促進施設の指定

○市が指定する避難促進施設

施設名	フォートヒルズ霧島（住宅型有料老人ホーム）
所有者・管理者等	株式会社アイケア（電話 0986-45-5111）
利用者数（人／日）	92
住所	都城市吉之元町 5262 番地 25
火口との距離（km）	3.5
指定理由	要支援1～2及び要介護1～5の介護者が居住
伝達に関する事項	施設内に戸別受信機を設置し、市の同報系無線を通じて伝達する。

(2) 避難確保計画作成の支援

市は施設所有者等に対して必要な助言や情報提供をするとともに、「避難確保計画」の作成を支援し、市地域防災計画と整合のとれた計画となるよう、市は計画作成の段階から施設と十分な連携・協力体制を構築する。施設所有者等から報告を受けた際に取組が不十分な場合には、助言等を行うことで、避難確保計画を実効性の高いものとする。

実際に噴火時等の防災対応を行う際には、規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等について市と施設が十分に連携をとり、適切に情報を伝達する。迅速に情報を共有するため、市は施設との情報伝達ルートや具体的な情報伝達手段、連絡先をあらかじめ確認し定めておく。

表2-9 避難確保計画に掲載すべき項目

避難確保計画の章構成案	
1 計画の目的	
2 施設の位置	
3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	
4 防災体制	
5 情報伝達及び避難誘導	
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	(1) 情報収集・伝達
6 資器材の配備等	
7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	

第3章 噴火時の対応（緊急フェーズ）

1. 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

噴火警戒レベルが順に引き上げられた場合、そのレベルに応じて、防災対応の流れに沿って規制や避難等の防災対応を行う。ただし、実際には噴火警戒レベルは、必ずしも順番に引き上げられるわけではないことに注意する。

（1）異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合

異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、協議会の構成機関とともに、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

ア) 市の体制

市は、異常現象の通報や臨時の解説情報が発表された場合、情報の収集と共有体制を強化し、必要に応じて火山防災協議会に出席する。防災対応が必要と判断した場合、あらかじめ定められた防災体制（情報連絡体制など）をとり、火口周辺規制等の防災対応をとる。

また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行う。市は、説明会等を開催する場合、関係機関と連携し対応する。

なお、火口周辺規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の対応を参照する。

イ) 情報収集・伝達

平常時よりも、さらに住民等や登山者等への情報伝達体制を強化し、異常現象の通報または臨時の解説情報が発表されたことを周知徹底する。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、市は、協議会の構成機関とともに、火口周辺規制の実施、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど必要な防災対応について表2-2に基づき速やかに、対応にあたる。

ア) 市の体制

体制
情報連絡本部（状況により災害警戒本部又は災害対策本部を設置）

イ) 情報収集・伝達

住民等や登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことや火口周辺規制の実施について、周知徹底する。

噴火警戒レベル2の場合の情報伝達に係る事項は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 噴火警戒レベル2の場合の情報伝達に係る事項

実施内容
噴火警戒レベル2（火口周辺規制）
<p><u>（登山者等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） 避難勧告（指示（緊急））の発令、ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知、登山者・観光客等への避難呼びかけ 報道機関への情報提供 <p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治公民館等との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 関係機関との情報伝達体制の構築、情報伝達訓練の実施 市内全域への広報（緊急速報メールの配信、ホームページ等による広報） 消防団、自治公民館、自主防災組織等を通じた火山情報、避難計画等の周知、講習会の開催 関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） <p><u>（避難行動要支援者向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 自治公民館、民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築

住民等や登山者等への周知は、あらかじめ下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、都城市です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が霧島山（御鉢）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。

これにより、霧島山（御鉢）周辺から約1km圏に火口周辺規制がかかります。
 住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。＊
 （以上繰り返し）

〈登山者等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、都城市です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が霧島山（御鉢）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
 これにより、霧島山（御鉢）周辺から約1km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
 今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。＊
 （以上繰り返し）

※：可能な限り、「次は、〇〇時間後にお知らせします。」等、次の情報がいつ出されるかも広報する方が望ましい。新しい情報がない場合でも、情報の更新がない旨を広報する。

〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、都城市です。
 本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が霧島山（御鉢）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
 これにより、霧島山（御鉢）周辺から約1km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
 また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

ウ) 立入規制・通行規制

登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル2に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	霧島山（御鉢）周辺から概ね1kmの範囲への立入規制	立入規制とともに、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信などの措置をとる。 噴火が発生した場合、登山者等の避難誘導を行うとともに関係機関への派遣要請を行い必要な救助活動を行う。

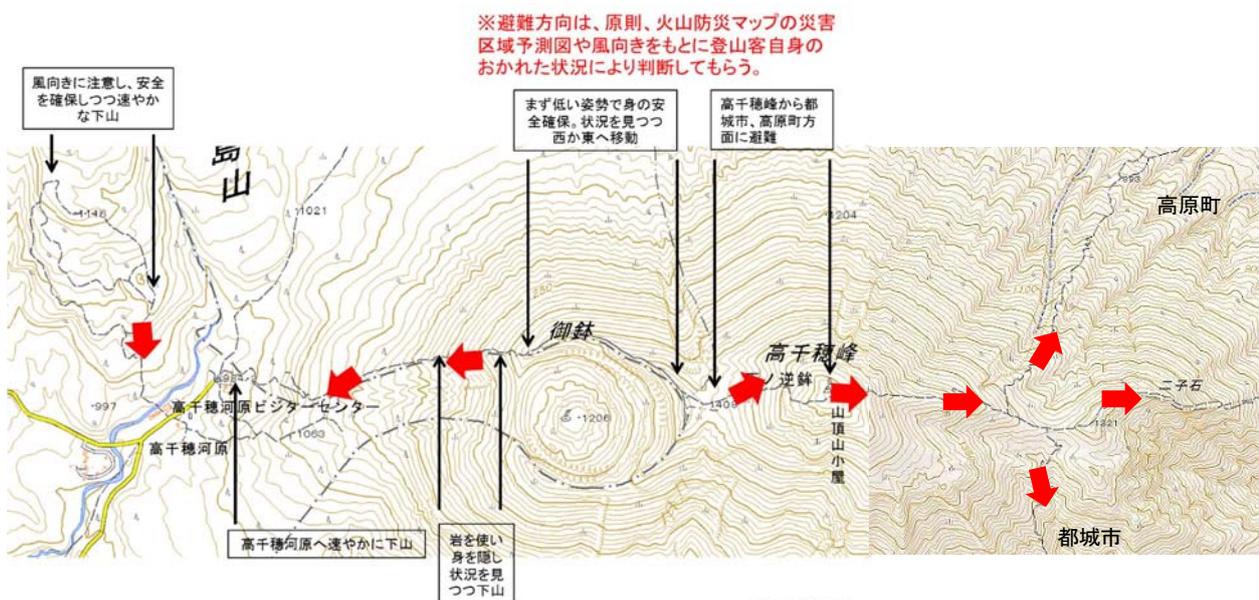
噴火警戒レベル2における立入規制および通行規制の位置は、下の図のとおりである。



エ) 登山者等の避難誘導

市は、防災行政無線、メール、ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。緊急下山・避難時のルートは、下の図のとおりである。



地理院地図

オ) 避難促進施設による避難誘導

火口周辺規制の範囲内に位置する避難促進施設は、避難者の状況について市と情報共有し、市の支援のもと、避難誘導にあたる。

- ・火口近くに位置する避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが2に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合、緊急退避の措置をとる。

また、市と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

- ・市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。

また、避難行動要支援者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、県と連携し受入先の確保・調整を行う。

(3) 噴火警戒レベル3の場合

噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、市は、協議会の構成機関とともに、入山規制の実施、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導することなど必要な防災対応について速やかに対応にあたる。

ア) 市の体制

体制
情報連絡本部（状況により災害警戒本部又は災害対策本部を設置）

イ) 情報収集・伝達

住民等や登山者等への情報伝達を強化し、噴火警戒レベルが3に引き上げられたこと、または入山規制の実施等について、周知徹底する。

噴火警戒レベル3の場合の情報伝達に係る事項は、以下のとおりである。

表3-2 噴火警戒レベル3における情報伝達に係る防災対応

実施内容
噴火警戒レベル3（入山規制）
<p><u>（登山者等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） 霧島山（御鉢）周辺に避難勧告や避難指示（緊急）の発令、ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知 問い合わせ窓口の設置 <p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域への広報（緊急速報メールの配信、ホームページ等による広報） 消防団、自治公民館、自主防災組織等を通じた火山情報、避難計画等の周知、講習会の開催 関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） 問い合わせ窓口の設置 <p><u>（避難行動要支援者向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） 福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）

住民等や登山者等への周知については、あらかじめ下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

〈住民等向けの防災行政無線文例〉

<p>こちらは、都城市です。</p> <p>本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が霧島山（御鉢）に発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げられました。</p> <p>これにより、霧島山（御鉢）周辺から2km（又は2.5km）圏に入山規制がかかります。</p> <p>〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後、噴火の恐れがありますので、避難のための準備を始めてください。</p> <p>住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。</p>

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
(以上繰り返し)

〈登山者等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、都城市です。
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が霧島山(御鉢)に発表され、噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。
これにより、霧島山(御鉢)から2.5km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客等の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
(以上繰り返し)

〈緊急時におけるメール文例〉

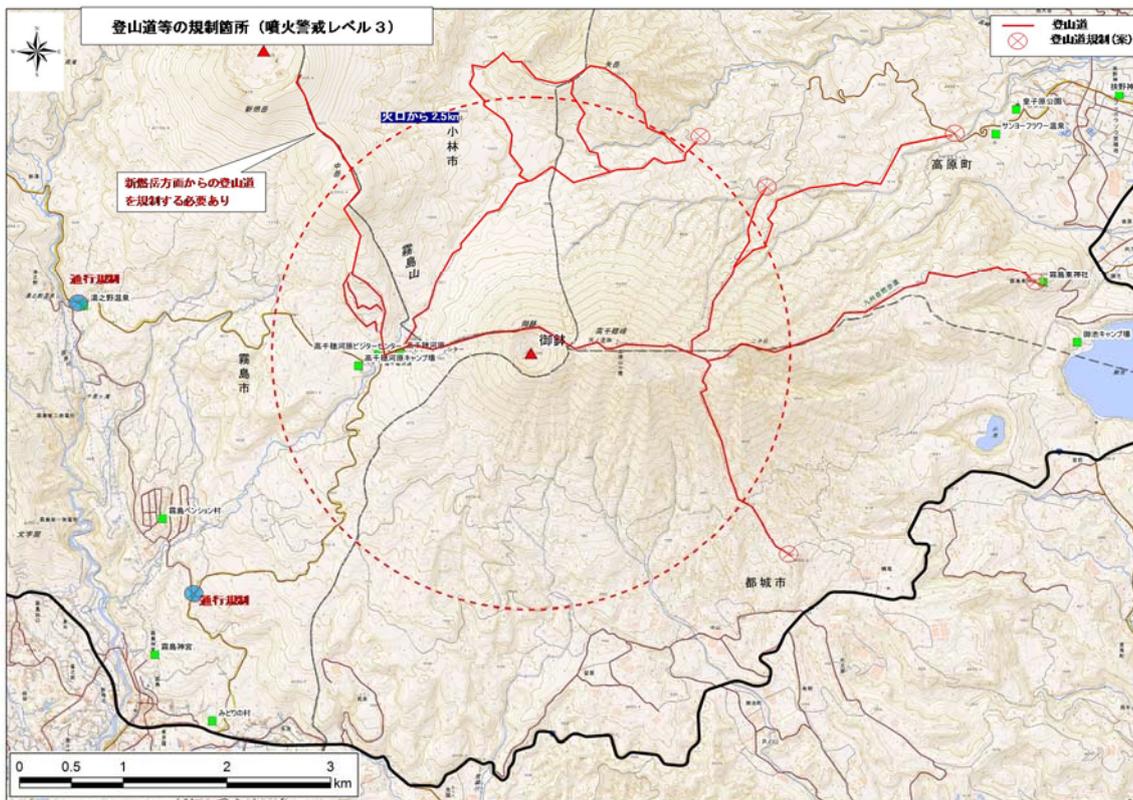
こちらは、都城市です。
本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(火口周辺)が霧島山(御鉢)に発表され、噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられました。
これにより、霧島山(御鉢)周辺から2.5km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後避難勧告・指示(緊急)が発令される場合がありますので、避難のための準備を始めてください。また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ) 立入規制・通行規制

登山者等の安全を確保するため、噴火警戒レベル3に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	霧島山(御鉢)周辺から概ね2km又は2.5kmの範囲への立入を規制	立入規制とともに、道路管理者、登山道管理者及び関係機関において必要な規制や情報発信などの措置をとる。

噴火警戒レベル3における登山道や道路の規制の位置図は、下の図のとおりである。



規制区域	規制内容	道路管理者
主要地方道 104 号線（霧島市霧島田口地先（104 号線交差点（湯之野三叉路））～高千穂河原）	通行止め	鹿児島県
主要地方道 480 号線（霧島市霧島田口地先（市道永池一湯之野線分岐点）～高千穂河原）	通行止め	鹿児島県

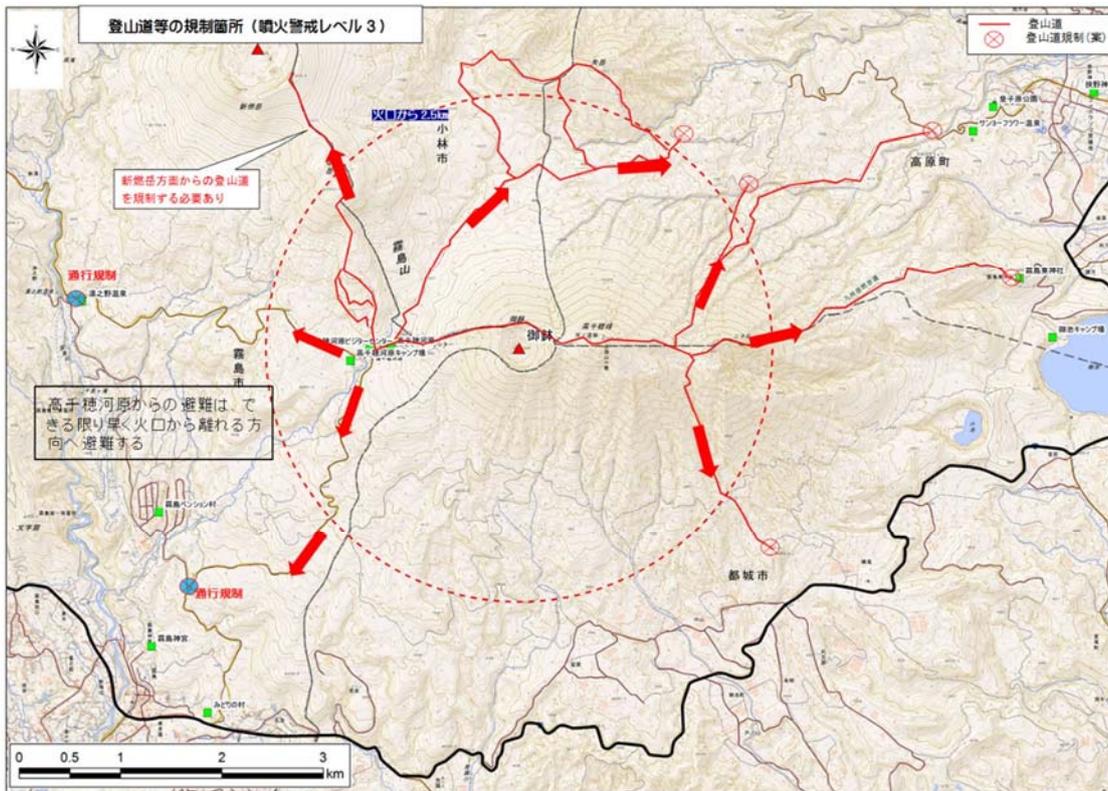
エ) 登山者等の避難誘導

市は、防災行政無線、メール、ラジオ、避難促進施設等への連絡等により、登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。なお、外国人対応として、多言語での呼びかけを行うよう努める。

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。

避難にあたっては、火口から遠ざかる方向に避難するとともに、住民及び観光客等の混交による車両渋滞が生じないように努めて経路を指定する。

下山・避難時のルート図は、下の図のとおりである。



オ) 避難促進施設による避難誘導

- ①火口近くに位置する避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合、緊急退避の措置をとる。
また、市と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。
- ②市は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について、施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。
また、避難行動要支援者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、県と連携し受入先の確保・調整を行う。

カ) 避難行動要支援者の避難準備

- ①市は、避難行動要支援者に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。
- ②避難行動要支援者が利用する避難促進施設は、噴火警戒レベル3になった場合、避難準備を行う。その際、受入先の確保・調整、避難誘導方法について確認し避難に備える。

(4) 噴火警戒レベル4の場合

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、市は関係機関と協議し、避難対象地域に対して避難準備・高齢者等避難開始を発表するとともに、避難行動要支援者の避難誘導を優先して行う※。

※避難準備・高齢者等避難が発表されたときの求める行動は、避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は立退き避難する、とされている（「避難勧告等に関するガイドライン」平成29年1月 内閣府（防災担当）。本計画の噴火警戒レベル4および5の項では、地理に不案内な登山者および観光客を「避難行動要支援者」として取り扱う。

ア) 市の体制

体制
災害警戒本部（状況により災害対策本部）

イ) 情報収集・伝達

住民等への情報伝達体制を強化し、噴火警戒レベルが4に引き上げられたことや避難準備・高齢者等避難開始の発表について、周知徹底する。

噴火警戒レベル4の場合の情報伝達に係る事項は、表3-3のとおりである。

表3-3 噴火警戒レベル4の場合の情報伝達に係る事項

実施内容
噴火警戒レベル4（避難準備）
<p><u>（登山者等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 霧島山（御鉢）の想定火口縁から概ね4km（火口中心から概ね5km）圏内への避難準備・高齢者等避難開始の発令、ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知 問い合わせ窓口の設置 関係機関への情報伝達（火山情報、規制情報等） 報道機関への情報提供 <p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始の発令及び地区内住民への伝達 防災行政無線、広報車や消防団、自治公民館、自主防災組織等を通じた呼びかけ 緊急速報メール・防災メールの配信、ホームページ等による広報 問い合わせ窓口の設置 警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入規制） 関係機関への噴火警戒レベルの周知 報道機関への情報提供 <p><u>（避難行動要支援者向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） 福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）

住民等への周知については、あらかじめ下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、都城市です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が霧島山（御鉢）に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。

これより、御池地区・牛之脛地区・折田代地区において、避難準備・高齢者等避難開始を發表します。お年寄りの方等は、直ちに指定避難所へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難のための準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(以上繰り返し)

〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、都城市です。

本日午前(午後)〇時〇分に噴火警報(居住地域)が霧島山(御鉢)に發表され、噴火警戒レベル4(避難準備)に引き上げられました。

これより、御池地区・牛之脛地区・折田代地区において、避難準備・高齢者等避難開始を發表します。お年寄りの方等は、直ちに指定避難所へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難のための準備を始めてください。

住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。なお、入山規制は継続中です。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ) 立入規制・通行規制

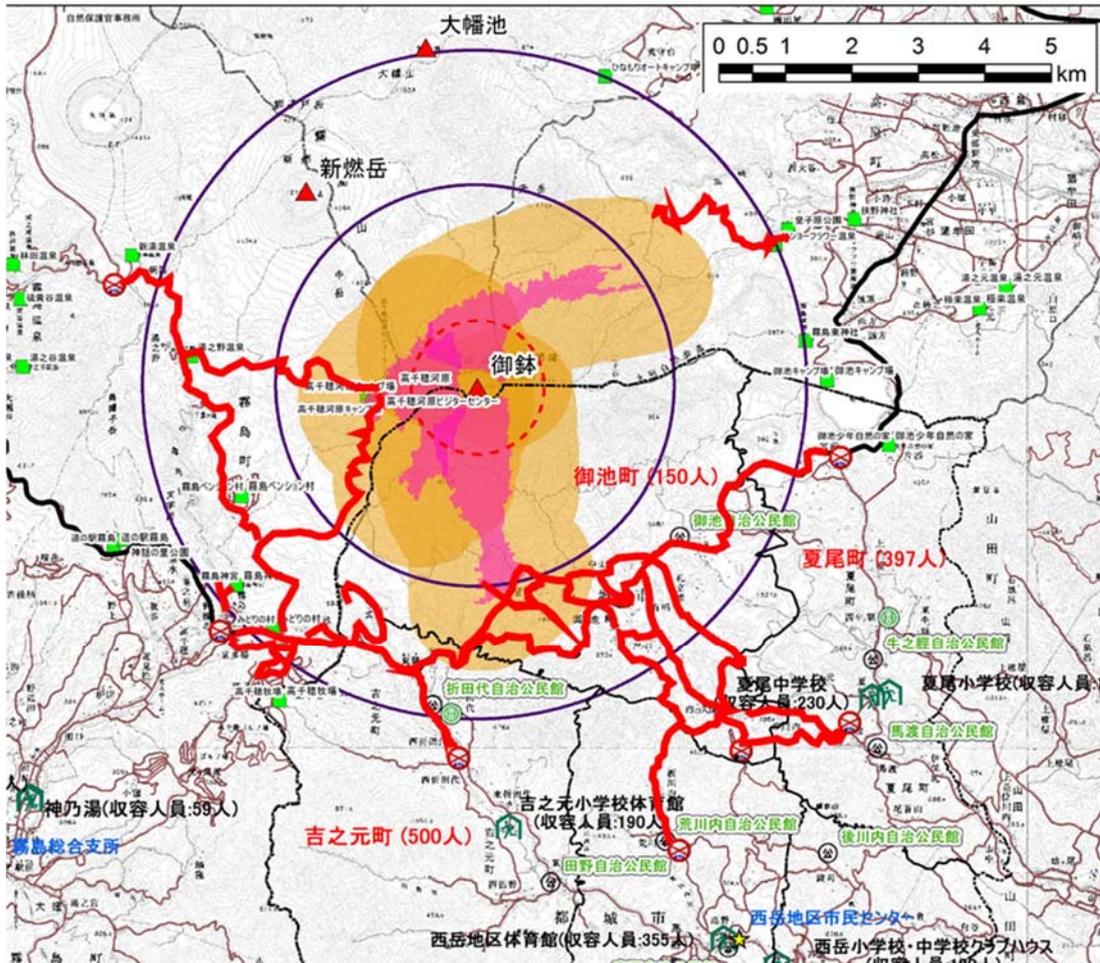
避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、噴火警戒レベル4に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	霧島山(御鉢)の想定火口縁から概ね4km(火口中心から概ね5km)の範囲への立入を規制	都城市は、噴石と火砕流が予想される霧島山(御鉢)の想定火口縁から概ね4km(火口中心から概ね5km)の範囲に避難準備・高齢者等避難を發表し、観光客等の帰宅支援を行うとともに、避難所を開設して、避難行動要支援者の避難を促進する。

噴火警戒レベル4における観光客等の立入規制および通行規制の位置図は、次の図のとおりである。なお火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、火山防災協議会等との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行について、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察の協力を得る。



規制区域（警戒区域 4km の場合）	規制内容	道路管理者
国道 223 号（霧島市霧島田口地先（霧島神社臨時駐車場付近）～都城市御池町（御池三叉路））	通行止め	宮崎県 鹿児島県
主要地方道 31 号線（都城市折田代地先～国道 223 号線三叉路（荒襲交差点））	通行止め	宮崎県
主要地方道 104 号線（霧島市牧園町高千穂地先（新湯交差点）～高千穂河原）	通行止め	鹿児島県
主要地方道 480 号線（霧島市霧島田口地先（神宮台交差点）～高千穂河原）	通行止め	鹿児島県
市道永池一狩川線（霧島市霧島田口地先（霧島ロイヤルホテル付近）～国道 223 号交差点）	通行止め	霧島市
市道永池一湯之野線（霧島市霧島田口地先（480 号線交差点）～104 号線交差点（湯之野三叉路））	通行止め	霧島市
市道高野・戸ノ口線（都城市荒川内地先（荒川内自治公民館付近）～御池町方面）	通行止め	都城市
市道折ヶ久保・戸ノ口線（都城市折ヶ久保地先～御池町方面）	通行止め	都城市
市道御池・夏尾 417 号線（都城市馬渡地先～御池町方面）	通行止め	都城市

エ) 指定避難所等の開設準備等

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、避難準備・高齢者等避難開始の発令に続き、(噴火警戒レベル5で) 避難勧告・避難指示(緊急)の発令が考えられるため、この段階で、今後開設が想定される指定避難所等の開設準備を行う。

市は、自主的な避難や避難行動要支援者の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を行う。

また、避難生活が長期化することにも留意し、物資等の供給体制も構築しておき、必要な場合は県に支援を要請する。

オ) 避難行動要支援者の避難誘導・住民等の避難準備

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、表3-4の対象地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難行動要支援者には避難を、住民等には避難準備を呼びかける。

避難にあたっては、火口から遠ざかる方向に避難するとともに、住民及び登山者等の混交による車両渋滞が生じないように努めて経路を指定する。

表3-4 避難準備・高齢者等避難開始を発令する対象地区

地区(自治公民館)	避難行動要支援者数
折田代	49
牛之脛	36
御池	38

※平成29年12月1日現在

① 交通手段

徒歩、自家用車、公共交通機関等による自力避難を基本とする。

② 指定避難所の開設

市は、避難者のために指定避難所(福祉避難所を含む)を開設し避難者を収容する。

③ 指定避難所における救助措置

食糧、寝具、生活必需品等の給付を行い、医療等については必要に応じて行う。

④ 携行品の制限

必要最小限の食糧、被服、日用品及び医薬品とする。

カ) 避難対象地域にいる登山者・観光客等の帰宅支援

登山者・観光客等が避難対象地域にいる場合、避難誘導や避難所等での受入れにおいては、噴火警戒レベル5になる前に、登山者・観光客等の帰宅支援を行い、混乱防止を図る。

市は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。

また、必要に応じて、輸送機関にバス等を要請するなど、登山者・観光客等の移動手段を確保する。

キ) 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置し、避難行動要支援者が利用する避難促進施設は、避難準備・高齢者等避難開始の発表

等にもない、市とも連携し、利用者の避難誘導を行う。

- ・避難行動要支援者が利用する避難促進施設は、事前に定めている避難確保計画等を活用する等して、市の避難準備・高齢者等避難開始の発表等に従い、避難誘導を実施する。
- ・市は、避難行動要支援者が利用する避難促進施設から依頼があった場合、受入先の確保・調整、避難行動要支援者の搬送手段の手配などを行う。なお、あらかじめ輸送機関等と、搬送手段の確保等に関する協定の締結等を行う。
- ・避難行動要支援者が利用する避難促進施設の避難に際して、市から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を県に要請する。なお、あらかじめ輸送機関等と、搬送手段の確保等に関する協定の締結等を行う。

(5) 噴火警戒レベル5の場合

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、市は、避難対象地域に対して避難勧告・避難指示（緊急）を発令し、住民等の避難誘導を行う。

ア) 市の体制

体制
災害対策本部

イ) 情報収集・伝達

住民等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難勧告・避難指示（緊急）について、周知徹底する。

噴火警戒レベル5の場合の情報伝達に係る事項は、表3-5のとおりである。

表3-5 噴火警戒レベル5における情報伝達に係る防災対応

実施内容
噴火警戒レベル5（避難）
<p><u>（登山者等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧島山（御鉢）の想定火口縁から概ね4km（火口中心から概ね5km）圏内への避難勧告や避難指示（緊急）の発令、ホームページ、看板、パンフレット等による火山情報、規制情報等の周知 ・問い合わせ窓口の設置 ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令） ・関係機関への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供 ・関係機関等と連携して行方不明者等の情報を確認、問合せ対応等 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 <p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧島山（御鉢）の想定火口縁から概ね4km（火口中心から概ね5km）圏内への避難勧告や避難指示（緊急）の発令及び地区内住民への伝達 ・畜産事業者等への情報提供（家畜等避難後の状況）、支援 ・防災行政無線、広報車や消防団、自治公民館、自主防災組織等を通じた呼びかけ ・緊急速報メールの配信、ホームページ等による広報 ・問い合わせ窓口の設置 ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知（立入制限・退去命令） ・関係機関への噴火警戒レベルの周知 ・報道機関への情報提供 ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 <p><u>（避難行動要支援者向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話、FAX、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設準備の要請等）

住民等への周知については、あらかじめ下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

〈住民等向けの防災行政無線文例〉

こちらは、都城市です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が霧島山（御鉢）に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。

これより、御池地区・牛之脛地区・折田代地区において、避難勧告（指示（緊急））を発令します。

住民の皆様は、直ちに指定避難所へ避難してください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

なお、入山規制は継続中です。

（以上繰り返し）

〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、都城市です。

本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が霧島山（御鉢）に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。

これより、御池地区・牛之脛地区・折田代地区において、避難勧告（指示（緊急））を発令します。

住民の皆様は、直ちに指定避難所へ避難してください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

なお、入山規制は継続中です。

ウ) 立入規制・通行規制

避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため、噴火警戒レベル5に引き上げ後、速やかに各種規制を実施する。

火山活動の状況	規制区域	規制等の措置
居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。	霧島山（御鉢）の想定火口縁から概ね4km（火口中心から概ね5km）の範囲への立入を規制	都城市は、立入規制とともに、対象地区に避難勧告（指示（緊急））を発令し、地域住民を開設した指定避難所に誘導する。

噴火警戒レベル5における立入規制および通行規制の位置は噴火警戒レベル4と同じとする。

なお火山活動の状況によって規制箇所が変わることもあるので、火山防災協議会等との情報共有を逐次おこなう。

規制箇所の通行について、避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ、避難対象地域に入る車両については、災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては、警察の協力を得る。

エ) 指定避難所等の開設

噴火警戒レベルが5に引き上げられ、避難勧告や避難指示（緊急）を発令した場合、速やかに避難所等

を開設し、避難者の受入れを行う。

市は、住民等の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を速やかに行う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を選定・確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

また、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保とともに、物資等の供給に関について県に支援を要請する。

開設する指定避難所等は表3-6のとおりとする。

表3-6 【都城市】指定避難所等

避難所名	所在地	収容力(人)
吉之元小学校	都城市吉之元町 4518 番地	190
西岳小学校体育館・クラブハウス	都城市美川町 2928 番地	190
夏尾中学校	都城市夏尾町 6673 番地	230
	計	610

オ) 住民等の避難誘導

噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合、避難勧告や避難指示(緊急)を発令し、住民等に避難を呼びかける。

また、住民等が避難する場合の対応は、次のとおりとする。

① 避難誘導

市は、あらかじめ決められた避難誘導責任者(自治公民館長、消防団分団長等)や警察等の協力を得て、住民の安全な避難誘導を行うこととする。

② 交通手段

自力避難を原則とするが、市が避難者輸送を行う場合には、交通機関車両及び自衛隊車両等を使用する。

③ 指定避難所開設

指定避難所(福祉避難所を含む)を開設し避難者を収容する。

④ 指定避難所における救助措置

食糧、寝具、生活必需品等の給付を行い、医療等については必要に応じて行う。

⑤ 携行品の制限

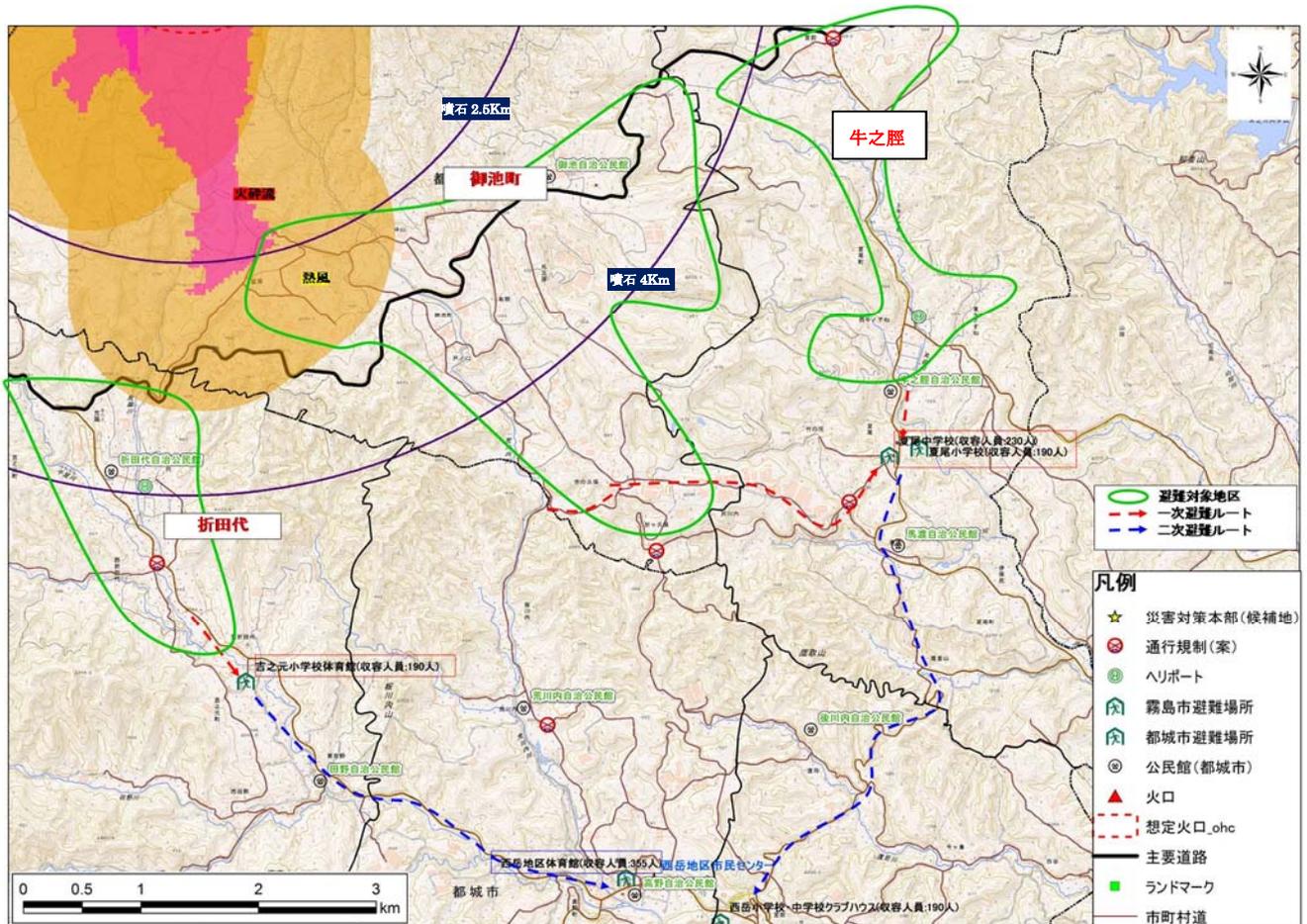
必要最小限の食糧、被服、日用品及び医薬品とする。

カ) 避難対象地区の避難方法

市の対象地区の指定避難所や避難経路等は表3-7のとおりとする。なお、所要時間は自家用車での避難として、時速15kmで計算している。

表3-7 【都城市】対象地区の指定避難所や避難経路等

避難対象地区	避難の段階(レベル)	対象現象	世帯数(世帯)	人口(人)	避難行動要支援者(人)	誘導を行う者	避難方向	避難所	避難ルート	避難所への距離(Km)	所用時間(分)
折田代	Lv5	噴石、火砕流	196	331	49	自治公民館長、消防団長	南東	吉之元小学校	折田代→県道31号	5.0	20
	要支援者Lv4										
牛之脛	Lv5	噴石、火砕流	80	160	36	自治公民館長、消防団長	南	夏尾中学校	牛之脛→県道45号	7.0	20
	要支援者Lv4										
御池	Lv5	噴石、火砕流	70	146	38	自治公民館長、消防団長	東・南	西岳小学校体育館クラブハウス	御池町→県道45号、市道	7.0	28
	要支援者Lv4										



キ) 避難促進施設による避難誘導

居住地域に位置する避難促進施設は、市の避難勧告や避難指示（緊急）等に基づき、市の支援のもと、避難誘導を行う。

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難勧告や避難指示（緊急）等が発令されたことを周知する。また、市の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。

市は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。そのために、あらかじめ輸送機関等と協定の締結等を行うことが望ましい。

また、避難促進施設の避難に際して、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を県に要請する。

2. 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 市の体制

市は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、避難誘導等を行う。また、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

(2) 情報収集・伝達

市は、噴火の程度によっては、まず避難対象地域に避難勧告や避難指示（緊急）を発令するとともに、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」「避難所等までの避難」などの情報を、速やかに住民等や登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲を伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民等や登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

また、住民や登山者等に対して行う周知活動について、県に報道機関等との連携による支援を要請するとともに、気象庁、地方整備局、火山専門家等と、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその影響範囲などの情報共有を図る。

さらに、避難促進施設に対しては、噴火を認知した場合、市に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況報告をするよう連携を図っておく。

住民等や登山者等への周知については、あらかじめ下記を参考に、火山地域の実情に応じた文案を定めしておく。また、外国人対応として、多言語で文案を作成するよう努めるとともに、内容として「噴火が発生した」「立入禁止」等の要点が伝わりやすいように、簡素な文案とする。

〈防災行政無線文例〉

こちらは、都城市です。
 本日午前（午後）〇時〇分に霧島山（御鉢）で噴火が発生しました。
 火口近くにいる住民、登山者・観光客等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
 御池地区・牛之脛地区・折田代地区の住民等は、至急、指定避難所まで避難してください。なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
 また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
 （以上繰り返し）

〈緊急時におけるメール文例〉

こちらは、都城市です。
 本日午前（午後）〇時〇分に霧島山（御鉢）で噴火が発生しました。
 火口近くにいる住民、登山者・観光客等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
 住民等は、至急、指定避難所まで避難してください。なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。

また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(3) 火口周辺規制・通行規制等

火口周辺規制や入山規制の実施については、噴火警戒レベル2又は3の対応を参照する。
通行規制等の実施については、噴火警戒レベル4の対応を参照する。

(4) 住民等や登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

緊急退避とは、噴石等から身を守るため、もしくは避難が間に合わない場合に緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「高台などの避難場所へ移動する」などの行動を指す。緊急退避は、市の指示がなくとも住民、登山者・観光客等、もしくは避難促進施設が自ら行うことが必要であり、日頃からその周知・啓発に努める。

また、緊急退避実施後、入山規制範囲内に登山者等が残留している場合には、規制範囲外へ避難させる必要があり、火山活動の状況等を踏まえて協議会等で対応を協議し、登山者・観光客等の避難誘導を行う。その際の避難は自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人については、市がその確保に努める。

気象庁、火山専門家等から、緊急退避後の避難誘導の実施時期について助言を受ける。

また、警察、自衛隊、その他道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者など火口付近で活動している機関・団体に対しては、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行うよう依頼する。

(5) 緊急退避を行わない住民等や登山者等の避難誘導

市は、協議会等での協議を踏まえ、避難促進施設等とも連携し、住民等や登山者等の避難所等もしくは規制範囲外までの避難誘導にあたる。

その際の避難は、自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、市がその確保に努める。

協議会の構成機関とは、協議会において、住民等や登山者等の避難誘導について協議を行う。

県には、市が行う住民等や登山者等の避難誘導、輸送手段の確保等について支援を要請する。

また、警察、自衛隊、その他道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、住民等や登山者等の避難誘導にあたる。

(6) 避難所等の開設

避難所等の開設については、噴火警戒レベル5の対応を参照する。

(7) 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から利用者等を守るため、避難場所等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難所等への誘導を行う。

火山活動の状況等に応じて、市との協議により、市と連携し避難所等までの避難誘導にあたる。また、避難促進施設は、施設に緊急退避した人数や負傷者の有無などの状況を、市に報告する。

市は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、緊急退避後の避難誘導の実施時期を決定し、施設と連携して避難誘導にあたる。

3. 広域避難

火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が市町村もしくは都道府県境を越えて行われることが考えられる。そのため、広域避難の必要性の判断や広域避難に伴う避難手段の確保などを行う。

広域避難に関する防災対応が、速やかに行えるよう、市の対応項目を整理し、その手順等について定めておく。

(1) 広域避難の判断・実施

広域避難を実施するにあたって、まず、その必要性を迅速に判断し、避難等に関わる機関が連携をとり、対応する。

市は、火山現象の影響範囲によって、市内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、あらかじめ定められた広域避難の体制に基づいて避難を実施する。その際、合同会議等で、情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。また、避難先となる市町村と連絡をとり、避難者の受け入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域避難を行うことを周知する。

市は、広域避難の実施が決定された場合、必要に応じて、他市町村、県、警察等とともに、避難経路での通行規制等を実施する。また、避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

避難の手段として、直接避難の場合は自家用車、一時集合場所に集まったの集団避難はバスを利用する。また、噴火が切迫している場合など必要に応じて、自衛隊のヘリや車両での輸送について県知事に要求する。

① 市は、必要台数を決定しバス事業者等に要請を行う。

そのため、バス事業者等との事前協定を促進する。

② 市は、避難対象地区を踏まえ、バスの集結場所をあらかじめ定めておく。

③ バスの台数が不足し、また出動が間に合わないなどの事態が発生し、県内外のバス事業者への要請が必要となった場合には、宮崎県および鹿児島県災害対策本部での調整・依頼を行う。

④ あらかじめ定めた避難ルートについて、輸送路として利用の適否について確認する。

⑤ 避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

⑥ 広域輸送については、宮崎県及び鹿児島県災害対策本部で調整を受けて、関係機関による避難者の輸送手段を確保するための支援を受ける。

(3) 避難先の受入準備

被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、他市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

4. 救助活動

(1) 救助活動の体制

ア) 県災害対策本部現地対策本部（現地合同調整本部）の設置等

① 県災害対策本部現地対策本部等の設置

市は、必要に応じて、市役所もしくは近隣の施設に県の災害対策本部現地対策本部（現地合同調整本部）の設置を受け入れる。

② 活動拠点等

市は、県が検討する救出救助活動の拠点等の候補地について検討支援する。

イ) 救助活動への支援体制

救助活動を円滑かつ安全に行うために、登山ルートや山小屋等の施設の所在など火山や火山地域に詳しい者と連携する。

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、火山専門家、山岳ガイド等から技術的な支援を受ける。

ウ) 活動基準の設定

市（消防局）は、警察、自衛隊とともに、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。

エ) 救助活動の範囲

市（消防局）は、警察、自衛隊とともに、気象庁、火山専門家、地方整備局等から、監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

オ) 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

市（消防局）は、警察、自衛隊とともに、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。

また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。

近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

市（消防局）は、警察、自衛隊とともに、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

（２）住民等の救助活動

ア）要救助者情報の把握

市は、県、警察等とともに、御池地区・折田代地区・牛之脛地区の避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ）捜索・救助活動

市（消防局）は、警察、自衛隊とともに、共有された避難者情報をもとに、二次被害を防止するために、救出ルートなどを定め、安全管理体制を確保し、捜索及び救助活動を行う。

（３）登山者等の救助活動

ア）要救助者情報の把握

市は、県、警察等とともに、登山届等と避難促進施設等における緊急退避状況や、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することにより、火口近くにいる登山者等について要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ）救助活動

市は、噴火警戒レベル2以上の場合において、下山者を緊急に噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者を緊急に救助及び救急搬送するため、入山規制がかかっている地域における大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。

市（消防局）は、基本的な救助・救急の体制は、地域防災計画によるほか、県の現地対策本部（現地合同調整本部）が設置された場合は、救助部隊の拠点を同本部におくとともに、ヘリポートの設置をするなど、迅速な活動に備える。

また、救助部隊の具体的な活動基準及び運用については、「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関との調整により、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を作成する。そのうえで、救助部隊間で基準を共有する。

なお、救助部隊の活動基準の検討に当たっては、霧島山の各火口の火山現象の規模、態様等を十分考慮することとする。さらに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期すものとする。

（４）医療・救護活動

ア）火山災害の特性等

火山災害の場合は、外傷等による直接的な被害を負う人に加え、火山灰等の吸引による間接的な健康被害も発生する。また、噴火による空振、火砕流、土石流といった非日常的な自然現象を体感し、精神的な負担を覚える住民等も想定される。住民等の精神的負担は、長期の避難生活を余儀なくされる場合はさらに大きくなる。

そのため、火山災害が予想される地域においては、適切な医療体制を事前に整え、災害時の医療活動に従事する医師・看護師等をあらかじめ確保する等の対応が必要である。医師・看護師の専門は外科、整形外科、内科等だけでなく心療内科、精神科関連の援助も必要である。なお、災害による遺体についても、

その処理方法、処理場所等について事前に把握しておく必要がある。なお、重度の熱傷に対しては対応する病院がないため、関係市町域外へ救急搬送する必要がある。

イ) 医療救護体制

多数の傷病者が発生した場合、県において、救急告示施設及び災害拠点病院と連携し、医療・救護体制を確立させるとともに、必要に応じて、速やかに医療関係機関または国等に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣について要請がなされる。

なお、医療活動においては、避難行動要支援者である外国人の言語サポートや宗教的配慮、身障者の受入対策についても検討しておくことが重要である。

(5) 救助等におけるヘリ等の運用

ヘリ等の運用は、火山の活動状況や気象条件に大きく左右されるので運用は限定的となる。市は、ヘリを装備している県・警察・自衛隊等と緊密に連携して、離発着場の確保を図る。

表3-8 ヘリ装備機関名

機関名	
国土交通省九州地方整備局	
宮崎県防災救急航空センター	
鹿児島県防災航空センター	
宮崎県警察	
鹿児島県警察	
第24普通科連隊第3科	(時間外は 司令部当直)
第8師団司令部第3部防衛班	
第12普通科連隊第3科	
宮崎海上保安部	
鹿児島海上保安部	

表3-9 ヘリ離発着場所名

ヘリ離発着場所名	ヘリポート状況	所在地	火口からの距離	管理者	連絡先名称
夏尾中学校	学校グラウンド (土)	都城市 夏尾町 6673-4	7.5 km	都城市	0986-33-1600
折田代農村公園	広場 (芝)	都城市 吉之元町 5316-8	5.0 km	都城市	0986-23-2775 (都城市道路公園課)
西岳中学校	学校グラウンド (芝/土)	都城市 美川町 2927	9.5 km	都城市	0986-33-1601

(6) 自衛隊災害派遣要請依頼に係る留意点

ア) 自衛隊法に基づく災害派遣要請

噴火災害等に際して、県知事は、自衛隊法第83条に基づき、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合には、災害派遣を要請することができる。

また、市長は、災害対策基本法第68条の2により、当該地域に係る噴火等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請の要求を行うことができる。

イ) 噴火シナリオ等から想定される災害派遣要請の基準

陸上自衛隊に対する災害派遣要請の基準は、噴火活動がより活発化した「噴火警戒レベル4以上」を基準とし、以下の状態を認めた場合を目安とされる。ただし、噴火警戒レベル2、3においても状況により災害派遣、避難者の救助、搬送、収容等を行われるものとし、自衛隊による装甲車両やヘリ等による支援準備及び支援が行われる。

- ・避難対象区域の住民等が、火砕流や溶岩流等により避難経路が埋没し通行不可能となり、通常的手段による避難が困難
- ・避難対象区域の住民等が、大量の火山灰や噴石（こぶし大）の継続的な落下により通常的手段による避難が困難
- ・避難対象区域の住民等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難

ウ) 自衛隊災害派遣要請への事前対応

自衛隊災害派遣を受けるにあたり、自衛隊車両の乗り入れ地を管轄する関係機関は以下事項についての協力体制を事前に準備しておく。

- ・避難対象区域近傍における装甲車等の駐車場の提供
- ・避難支援時における市職員の自衛隊との同行

5. 報道機関への対応

多数の報道関係者に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、市は県とともに災害対策本部等に報道対策部門を設置し、職員を置いて報道関係者への対応に当たる。

報道関係者には、住民等への避難誘導を支援するための重要な情報や、風評被害を防止する観点から正確な救助活動状況や被害情報の報道を依頼する。

県において、地元報道機関に対し、登山者・観光客等の帰宅促進・観光自粛に関する報道を依頼される。国においては、国内及び海外に向けて、霧島山（御鉢）周辺地域の観光自粛の状況が広報される。ただし、観光自粛の範囲が必要以上に拡大しないよう留意される。

第4章 緊急フェーズ後の対応

1. 避難状況の把握及び報告、避難所の管理・運営

(1) 避難状況の把握及び報告

避難所配置職員や避難誘導責任者は、住民の避難状況について、人数・性別・氏名等を次の要領により市長へ報告する。

ア) 報告時期

避難指示（緊急）等が発令されてから2時間おき（特に必要のある場合は随時）程度とするが、被害状況が拡大する恐れがある等、緊急の場合には間隔を狭める。

イ) 報告内容

① 避難者に関すること

- ・当該地区住民の世帯数及び人員数
- ・避難した世帯数及び人員数（避難所、知人宅等避難先を区分する）
- ・地域住民以外の旅行者等の一時滞在者等の避難人数（可能な限り）
- ・避難者の負傷等の状況
- ・その他避難者の状況について特に必要な事項

② 輸送車両に関すること

- ・輸送車の状況
- ・輸送完了の見通し
- ・増配車の必要性の有無
- ・その他輸送に関し特に必要な事項

③ 残留者に関すること

- ・残留者の有無、氏名及び残留理由
- ・避難の目途

(2) 避難所の管理・運営

ア) 避難所事務所の開設

避難所の運営本部として「避難所事務所」等の事務所を設置し、避難所運営の拠点とする。

イ) 自主運営組織の確立

避難所での生活が長期化した場合に備え、早期に避難住民による自主運営手順を定め、避難所の自主運営組織を確立する。避難所運営が円滑に行われるよう、自主運営組織と市職員等の協力体制の確立を図る。

ウ) 各避難所の自治体職員会議

避難時には、各避難所に市職員（避難所配置職員）を派遣し、定期的に災害対策本部に招集し、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換・協議し、各避難所と災害対策本部の関係を密にするとともに、避難者にその情報を伝達する。

エ) 地域外の避難所

市域内の避難所において避難住民を収容することができなくなった場合は、県と調整し、市外の避難所に避難住民を収容する。なお、他の市町村に避難所の設置を依頼した場合は、各自治体に職員を派遣し、

移動先の避難所との連絡調整を行う。

オ) 避難所が教育機関である場合の措置

学校等の教育機関を避難所として使用している期間中、教育施設として使用できなくなった場合、災害が及ばない地区の学校への臨時登校等の代替措置を講ずる。

2. 救援物資と救援体制

住民等の避難後は、避難所での生活を行うための食糧・衣料等の救援物資の補給や、病気や怪我等のケアのための医療体制の確保、居住スペースの快適化（快適な起居スペースの確保、電気水道、下水処理等インフラ、暖房・冷房設備等）等の措置に努める。

避難生活が長期化する場合、避難住民の精神的負担も時間の経過とともに増大する可能性があるため、十分な救援物資、救援体制を以下のとおり確立する。

(1) ボランティア等の受け入れ

ボランティアとして救援活動に参加してきた人たちの居住や食事等の斡旋、活動場所の割振り等は、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターや市職員が行う。（市地域防災計画に準拠）

(2) 救援物資の受け入れ、整理配分

避難所配置職員は、避難所の自主運営組織内の生活物資班（仮称）とともに、避難所に必要な救援物資の見極めと充足した物資の流入停止等の要請を災害対策本部等に行う。

3. 登山者・観光客等の身元確認

市は、避難所等に収容された登山者・観光客等については、避難所で作成する避難者名簿を通じて、身元の確認を行い、親族の連絡先を把握して、連絡を取る。医療機関等に収容された登山者・観光客等については、本人からの伝達もしくは登山届や所持品等から身元の確認を行う。

また、登山届が出されている者について、県警察本部は、安否の確認を行い、必要に応じて市と情報共有が図られることとなっている。

なお、県においては、必要に応じて、災害対策本部の東京連絡部及び県外事務所連絡部を設置し、県外の登山者・観光客等の親族等による問合せに対応する。

4. 避難の長期化に備えた対策

(1) 避難所の衛生環境の維持

市は、避難行動要支援者等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

また、県に対して、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等へ協力依頼を要請（要求）する。

(2) 健康管理

ア) 被災者の健康状態の把握

市は、県とともに、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮する。

イ) 被災者の精神状態の把握

県により、保健所に心の相談所を速やかに設置し、被災者及び支援者に対してカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、精神医療の提供が行われる。また、メンタルヘルスに関する普及啓発にも努められる。

また、継続的内服が必要な精神障がい者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失、または入手が困難となった者に対し、保険証の有無にかかわらず処方出来るよう努め、移動困難な在宅患者に対しては訪問する等継続的で適切な精神医療の支援が行われる。

市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等の実施を促進しストレスの軽減に努める。

市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

ウ) 継続的避難行動要支援者のリストアップ

市は、県とともに、支援者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

エ) 関係機関との連携の強化

市は、県とともに、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(3) 児童・生徒に対する配慮

ア) 災害時における心身の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康観察とともに健康相談等を実施するなど児童生徒の心身の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心身の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

なお、感染症の発生が予測される時なども、臨時の健康診断を行う。

イ) 教育の再開

避難住民の安全や健康管理等の十分な対策を優先するため、次のような臨時の措置を実施する。

① 臨時のカリキュラムでの対応

教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるため、代替となる学習環境の確保を検討する。

児童生徒の住宅が被災している場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業とし、午後は家の手伝いをさせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

② 公共施設の利用（公民館や図書館など）

学校までの道路等が寸断されている場合は、地区ごとに公民館等で授業を再開する。

③ 民間施設の活用

④ プレハブの早期設置

⑤ 訪問教育の実施等

児童生徒の通学路において、安全面の保証ができず、登校が不可能な状態が長期化する場合には、教師の訪問指導を実施する。

家庭学習の充実、レポート学習の工夫に努める。

（４）住宅供給について

市は、県とともに、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅もしくは民間賃貸住宅の情報を提供する。

市は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない避難対象の住民についても応急的な住宅供給について検討を行い、県に必要な応じて調整・支援を受ける。

5. 風評被害対策

火山活動が高まった際には、立入規制区域の設定により当該区域において経済活動が制限されることに加え、立入規制区域外で、本来、登山者・観光客等を受け入れ可能な地域においても、登山者・観光客等の数が減少してしまうおそれがある。このような経済的影響が長期化し、多大な損失が発生する場合には、霧島山（御鉢）周辺の実情に応じ、市は、可能な支援を検討することが必要となる。

また、特に風評被害の発生を防止するため、市は、国及び県とともに、立入規制区域を明確に示し、様々な手段による正確な情報発信に努める必要がある。

なお、経済的損失を軽減させるために立入規制区域の範囲を過小に設定したり、火山活動の低下前に噴火警戒レベルを下げたりする判断を行うことはあってはならないが、その区域は真に必要な範囲に限定することが必要である。設定した噴火警戒レベルを適宜見直すとともに、本避難計画に沿って、避難施設等においても、詳細な避難計画を作成に努めることとする。

噴火活動の沈静後、市は県とともに、火山防災協議会の協議結果を踏まえて、関係機関と連携して、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な情報発信を行うなど、地域の風評被害等の防止を図る。

6. 避難勧告や避難指示（緊急）解除、一時立入などの対応

（1）避難勧告や避難指示（緊急）の解除への対応

市は、避難勧告や避難指示（緊急）解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

避難勧告や避難指示（緊急）解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。

また、防災行政無線やメール、ラジオ等を活用して、避難勧告や避難指示（緊急）の解除を住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等への説明会等を開催する。

避難勧告や避難指示（緊急）解除に向けては、県と協議・調整を行うとともに、住民等への周知活動の支援を受ける。

気象庁、火山専門家、地方整備局等から、避難勧告や避難指示（緊急）解除について助言を受ける。

警察、道路管理者等においては、避難勧告や避難指示（緊急）解除に先立ち、避難勧告や避難指示（緊急）の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難勧告や避難指示（緊急）解除に合わせ、必要な通行規制の解除等が行われることとなっている。

避難勧告や避難指示（緊急）解除にあたって、帰宅計画の作成、帰宅経路・手段、緊急時の連絡体制等の事項についてあらかじめ定めておく。

（2）規制範囲の縮小又は解除への対応

市は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

また、規制範囲の縮小又は解除について県と協議・調整を行うとともに、縮小・解除についての住民等への周知活動の支援を受ける。

気象庁、火山専門家等から、規制範囲の縮小又は解除について助言を受ける。

警察、道路管理者等においては、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等が行われることとなっている。

規制範囲の縮小又は解除にあたっては、以下の検討が行われる。

- ・災害の危険性の有無（降雨型泥流等の二次災害も含む）
- ・避難解除の範囲
- ・緊急時の情報伝達方法の確保
- ・道路、ライフラインの確保
- ・再避難体制の整備

（3）一時立入への対応

市は火山活動が小康状態となった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。

実施に当たっては、二次災害の防止を考慮し、協議会等において気象庁や火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、県との協議のもとで一時立入を実施する。

また、市は一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、

消防、道路管理者等と共有する。

また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時の避難や退去の指示を確実に伝達する。

なお、気象庁や火山専門家等が行う現地調査についても同様に行われることとなっている。

気象庁や火山専門家等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について助言を受ける。

警察や道路管理者等においては、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全を確認するとともに、市が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で一時立入者の入退去の確認が行われることとなっている。

一時立入の実施にあたっての検討項目と対象区域の分類方法の例を以下に示す。

- ・適用範囲・時間
- ・緊急時の情報伝達方法
- ・火山の警戒監視方法
- ・帰宅方法、経路
- ・帰宅対象者
- ・ライフラインの復旧状況

7. 治安の維持

住民が避難し、無人化した区域では窃盗事件等が懸念され、治安の維持に配慮する必要があるが、警察官がこのような区域において警備に当たることは、警察官自身を危険にさらすこととなるため、十分注意が必要である。

市は、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置を実施する。また、警察と連携して住民及び関係機関等へこれを周知し、警戒区域もしくは避難対象地域の周辺における警戒活動を行う。

8. 相談窓口の開設

避難住民の中には災害によって家屋や土地、事業所等の私的財産の喪失や近親者を失うなど、著しい精神的苦痛を被ることが予想される。被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談にのり、不安の解消に努めるよう、市役所及び各避難所等に市職員や県派遣職員等による相談窓口を開設する。

第5章 平常時からの防災啓発と訓練

1. 防災啓発

大規模噴火は広い地域に被害・影響を与えるもので、行政的確な対応に加え、住民や事業所、登山者・観光客等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため市は、自らの防災力の向上を図るとともに、住民等及び登山者等と連携してあらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

(1) 住民等への防災啓発

ア) 住民等に対する防災知識の普及

- ① 講習会等の開催
- ② 地域の防災リーダーの育成
- ③ 日常生活に密着した啓発の実施
- ④ 防災の日、山地災害防止キャンペーン、防災週間、土砂災害防止月間、及び防災とボランティア週間における重点的な普及活動の実施
- ⑤ グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施
- ⑥ 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

イ) 防災要員に対する教育

- ① 職員に対する防災教育
- ② 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

(2) 登山者等への防災啓発

市は、現地の地理に不案内な登山者・観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置したりして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

ア) 登山届の提出

現在、霧島山に係る登山届は、各登山口等での登山ポストへの投函等で受け付けている。

市は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（計画書）等の提出について周知・啓発を図るものとする。

イ) 平常時の広報

市は、登山者・入山者に対して、平常時から霧島山が活火山であることや、火山の状況についての情報提供を行い周知する。

(3) 学校での防災教育

市は、教育機関において、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実に努めることを促進する。

- ① 児童生徒に対する防災教育

- ② 教職員に対する防災教育
- ③ 大学等の学生に対する防災教育

2. 防災訓練

市は、県及び関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的として、個別又は連動させて訓練を実施し、その効果を十分検証する。

訓練の実施に当たっては、介護福祉施設、在宅介護者、避難行動要支援者等に配慮するほか、突発的な噴火や、登山者・観光客等も想定するよう努める。

訓練により得られる教訓（必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等）を精査し本計画、各種マニュアル、要領等に反映させる。

- ① 情報受伝達訓練
- ② 避難誘導訓練
- ③ 図上訓練
- ④ 避難所開設及び運営訓練
- ⑤ 安否確認訓練

参考 霧島山（御鉢）の活動史

（霧島山（御鉢）の具体的な避難計画（火山全体版）より抜粋）

（１）霧島火山の生い立ち

霧島火山の活動は、約 30 万年前に発生した加久藤火砕流の噴出後に始まったといわれている。活動は数万年の休止期を挟んで古期火山群と新期火山群を形成した活動期に区分されている（井村,1994）。

ア)古期霧島火山

今からおよそ 30 万年前から 15 万年前に溶岩や火山灰などを噴出した。この時代には、烏帽子岳、栗野岳、湯之谷岳、獅子戸岳、矢岳、栗野岳南東の 1046.9m の無名山が活動した。

イ)新期霧島火山

新期霧島火山の噴火活動は約 10 万年前ころからはじまり、現在に至るまで断続的に続いている。

①10 万年前～2 万 5 千年前

白鳥山、えびの岳、龍王岳、二子石、大浪池、夷守岳、大幡山などが噴火をし、3 万 5 千年前には夷守岳で大規模な山体崩壊が起こった。

② 2 万 5 千年前～1 万 8 千年前

飯盛山、丸岡山、韓国岳、甑岳、新燃岳などの小型の成層火山が活動し、白紫池からは溶岩が流出した。

③1 万 8 千年前～6 千 3 百年前

韓国岳が大噴火を起こし、中岳、大幡池でも噴火が始まった。また、1 万年前頃から古高千穂が噴火を始めた。

④ 6 千 3 百年前～3 千年前

6 千 3 百年前から現在までの活動は霧島火山南東部に集中している。6 千 3 百年前から 3 千年前に高千穂峰が成長を始め、不動池や大幡山からは溶岩を流出した。3 千年前には霧島火山の南東で爆発的な噴火が起こり、御池ができた。

⑤ 3 千年前～現在まで

御鉢が活動を開始し中岳も溶岩を流出した。歴史時代には、御鉢と新燃岳が繰り返し噴火をしたほか、えびの高原で噴火がはじまり、硫黄山が誕生した。

（２）霧島山新期火山群の活動(約 10 万年前～現在)

新期霧島火山の噴火活動は約 10 万年前ころからはじまり現在に至るまで断続的に続いている。韓国岳や新燃岳など 20 数個の小規模火山が北西－南東方向に配列し霧島火山の伸びの方向を決定している。新期火山群の活動期間後期の約 2 万 5 千年前に始良カルデラ(鹿児島湾付近)で大規模な火山活動があり、入戸火砕流を噴出している。霧島火山の活動中心もこの時代に変化しているので、今後の火山活動を考えるときには、2 万 5 千年前以降の噴火活動を基に検討を行うこととした。

16 世紀以前の記録には噴火地点の記録はないが、被害の範囲などから御鉢の噴火と考えられており、歴史時代の噴火のほとんどは新燃岳か御鉢で起こっているといえる。1768 年にはえびの高原から噴火がはじまり硫黄山が形成された。また、2011 年 1 月下旬から新燃岳で噴火が発生し、現在も活動は継続し

ている。

（3）御鉢の噴火

ア）霧島山（御鉢）の噴火の記録

御鉢には多くの噴火記録がある。788年には歴史時代で最大の噴火が起こり、火砕流や溶岩を流出した。高千穂河原にあった霧島神宮はこの噴火により焼失した。また、明治13年から大正12年にかけての約43年間に噴火を繰り返し、火口から数kmの範囲に噴出岩塊を放出した。この時に放出された噴出岩塊は、大きいもので長径が2mを越すものもあり、現在でも登山道で見ることができる。

なお、大正12年以降現在までは活動の記録はない。

表 参考-1 御鉢における有史以降の火山活動

有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す)

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲788(延暦7)年	大規模: マグマ噴火	4月18日。火砕物降下(片添テフラ)、溶岩流(霧島神宮溶岩)。噴火場所は御鉢。 マグマ噴出量は0.0539 DREkm ³ 。(VEI3)
▲900年頃←→ 1100年頃	大規模: マグマ噴火	火砕物降下(宮杉テフラ)、溶岩流(狭野溶岩)。噴火場所は御鉢。 マグマ噴出量は0.0829 DREkm ³ 。(VEI3)
▲1235(文暦元年)	大規模: マグマ噴火 (準プリニー式噴火)	1月25日。火砕物降下(高原テフラ)、溶岩流(神宮台溶岩)。噴火場所は御鉢。 マグマ噴出量は0.2599 DREkm ³ 。(VEI4)
▲1250年頃←→ 1350年頃	中規模: マグマ噴火	火砕物降下(高千穂河原テフラ1)。噴火場所は御鉢。 マグマ噴出量は0.0128 DREkm ³ 。(VEI3)
▲1350年頃	中規模: マグマ噴火	火砕物降下(高千穂河原テフラ2)、溶岩流(高千穂河原溶岩)。噴火場所は御鉢。 マグマ噴出量は0.0034 DREkm ³ 。(VEI2)
▲1350年頃←→ 1650年頃	中規模: マグマ噴火	火砕物降下(高千穂河原テフラ3)。噴火場所は御鉢。 マグマ噴出量は0.0023 DREkm ³ 。(VEI2)
▲1554←→1555 (天文23~弘治元) 年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1566(永禄9)年	噴火	5月6日。噴火場所は御鉢。
	噴火	10月31日。噴火場所は御鉢。死者多数。
▲1574(天正2)年	噴火	2月。噴火場所は御鉢。
▲1576←→78(天正 4~6)年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1587(天正15)年	噴火	4月17日。1日に3回噴火。噴火場所は御鉢。
▲1588(天正16)年	噴火、地震	3月12日。噴火場所は御鉢。
▲1598←→1600(慶 長3~5)年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1613←→14(慶長 18~19)年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1615←→16(元和 元~2)年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1617←→18(元和 3~4)年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1620(元和6)年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1650(慶安3)年頃	中規模: マグマ噴火	火砕物降下(高千穂河原テフラ4)。噴火場所は御鉢。 マグマ噴出量は0.0057 DREkm ³ 。(VEI3)
▲1650年頃←→ 1700年頃	マグマ噴火	火砕物降下(高千穂河原テフラ5~11)。噴火場所は御鉢。
▲1659←→61(万治 2~寛文元)年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1662←→64(寛文 2~4)年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1677(延宝5)年	噴火	噴火場所は御鉢。
▲1678(延宝6)年	噴火	1月9日。噴火場所は御鉢。
▲1706(宝永2)年	噴火	12月15日。噴火場所は御鉢。神社等焼失。
▲1771←→1772(明 和8~9)年	噴火	噴火場所は御鉢。霧島市福山町及び志布志市あたりまで降灰。また、ラハール(「霧嶋山より流出ル 川筋どろ水出」)が発生した。
▲1880(明治13)年	噴火	9月。噴火場所は御鉢。噴火の後、噴気活動活発。火口内に硫黄堆積。採掘に従事するも、明治22年 12月の爆発により、硫黄は孔外に飛散する。
▲1887(明治20)年	噴火	5月頃。噴火場所は御鉢。「五月頃に至り俄に其近傍に四口を発し大に噴煙し昼夜に多量の硫黄を飛 散する」、「八月一此頃より霧島北方の火坑噴出破裂し遠雷の如き音響を発すると同時に震動し狭 野、花堂附近は雨戸障子等の動揺すること甚だし霧島山を上げば噴煙渦巻き昇り噴煙中には電光石 火の閃き懐々たる状を呈す二三分に於て忽ち砂混りの拇指大の焼石を降らし屋根瓦又は木竹の幹葉 を叩く音凄絶惨絶を極む(狭野神社記事)」といった記事有。
▲1888(明治21)年	噴火	2月。5月9日。噴火場所は御鉢。「五月九日、噴火」によるが、他に記載が無く詳細不明。ただし、通年 活動している。
▲1889(明治22)年	噴火	12月10日。噴火場所は御鉢。01時頃噴火。
	噴火	12月18日。噴火場所は御鉢。12時30分頃噴火。
▲1891(明治24)年	噴火	6月19日。噴火場所は御鉢。一昼夜14回鳴動し、黒色噴煙。山麓4km内外は草木等の葉を枯らす。
	噴火	11月10日~20日。噴火場所は御鉢。昼夜14~15回、噴火し黒煙を上げる。近傍4km内外に灰を降らし 所々草木の葉が枯れる。
▲1893(明治26)年	噴火	11月21日。噴火場所は御鉢。「去月[11月]二十一日午後七時三十分俄然鳴動と共に噴火し火石を 十町四方に飛ばし其大なるものは回り一丈五尺に及び其小なるものは南方里余に散乱し暫く火岡状を 呈せり其後噴煙は一昼夜七八回あり近來稀なる噴火なりき」。
▲1894(明治27)年	噴火	2月25日、26日、28日。噴火場所は御鉢。10:30爆発し、黒煙は東に流れ、宮崎地方に降灰ある。西 諸県郡高原村蒲牟田字祓川(御鉢の東約6km)では灰と共に大豆大の小石が降る。宮崎測候所で11: 37~57迄の20分間に、1坪に2匁3分(2.6g/m ²)の割合の降灰。

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1895(明治28)年	噴火	10月16日。噴火場所は御鉢。12:26噴火。鹿児島市では轟然たる爆音が聞かれ、黒煙を望む。4～5日前から噴煙主に盛んで、時々鳴動が聞こえていた。都城では爆発音強く、山麓には焼け石落ちて、一面に煙が立つ。小林では大きな鳴動があり、家屋建物動揺強く、全村暗くなり、灰煙を降らす。山ノ根では焼け石落ちて、家屋22軒出火。田口(御鉢の南西8km弱)で、長径2mの噴石。御鉢付近約2～3町(約200～300m)辺りで噴火に遭遇する3人連れの男子及び老女1名は噴石で死亡。
	噴火	12月18日。噴火場所は御鉢。15時30分頃、大鳴動を発生し黒煙上げる。焼け石は御鉢の東麓に飛散。枯れ草の焼失以外は被害なし。降灰は都城、南那珂郡飴肥(おび)(御鉢火口から南東約50km)。
	噴火	12月21日。噴火場所は御鉢。13:15爆発、黒煙は東方に流れ都城付近各村に降灰ある(報知新聞; 明治28年12月29日)。
▲1896(明治29)年	噴火	3月15日。噴火場所は御鉢。8時26分爆発。登山中の仏国海軍大主計「リエール」氏は噴石に打たれ負傷し、案内者は死亡。
	噴火	6月23日。噴火場所は御鉢。宮崎で、00時頃少し鳴動し、当日01時過ぎには爆発音あり、降灰もある。
▲1897(明治30)年	噴火	5月3日。噴火場所は御鉢。鳴動噴煙し、都城地方に降灰あり。茶葉及び桑樹に多少の損害あり。
	噴火	6月25日。噴火場所は御鉢。鹿児島市で12時頃小雨に混じり微量の降灰。
▲1898(明治31)年	噴火	9月4日。噴火場所は御鉢。20時頃噴出。約10分間継続し、多少焼け石を散落させる。
	噴火	2月8日。噴火場所は御鉢。午前1時頃鳴動噴煙、降灰あり焼石飛散する。同日午前1時30分頃、再び鳴動あり。
	噴火	3月11日。噴火場所は御鉢。3月11日18時20分頃、噴火鳴動し、焼石を数町の間に飛散する。震動は凡そ5分間。3月11日19時頃轟発し、宮崎では戸障子振動し、降灰あり。
▲1899(明治32)年	噴火	12月26～30日。噴火場所は御鉢。12月26日高知市で、降灰あり。12月27日午前2時前後、松山市で遠雷の如き異響3回聞こえる。12月28日朝北宇和郡明治村及び吉野生村付近で降灰あり。12月30日23:00頃鳴動し、宮崎では雪の積みたるが如し。
	噴火	7月28日。噴火場所は御鉢。13:30頃、遠雷の如き鳴動激しく、山麓の家屋は震撼せり。黒煙を噴出する。
	噴火	9月12日。噴火場所は御鉢。9月12日午前鳴動し、宮崎で降灰あり。
	噴火	10月13日。噴火場所は御鉢。03:05頃、鳴動し、火煙を噴出する。黒煙は東方に向かって消散する。鳴動は巨大なる砲声の如く次第に遠雷の如くなり、約2分間続く。
▲1900(明治33)年	噴火	11月7日。噴火場所は御鉢。朝、鳴動し宮崎に降灰あり。
	噴火	2月16日。噴火場所は御鉢。09時頃噴火。狩猟のため、飼犬7頭を引き連れ、霧島山西南山腹の大尾ノ谷で爆発に遭遇し5名とも重症を負い、内2名は後に死亡。爆発に遭遇した場所は噴火口から800～1000間(1450～1820m)。
▲1903(明治36)年	噴火	8月18日。噴火場所は御鉢。「十八日午前二時霧島鳴動と共に激しく噴火し降灰甚だしく高原村地方は桑葉に害をなし夏蚕飼育者は非常に困難せりと又霧島の御池には夥の鮎の死するありたりこれ鳴動のためか又は雨のために硫黄を流し込みしにより然りしものか判明せずといふ」(宮崎新報; 明治36年8月22日)
	噴火	8月29日。噴火場所は御鉢。爆発し、加久藤では強い鳴動を聞く。
	噴火	11月25日。噴火場所は御鉢。20:25頃爆発。宮崎では家屋振動する。牛ノ髭(うしのすね、御鉢の東南東7km)では拳大の噴石あり。
▲1913(大正2)年	噴火	4月2日。4月13日。噴火場所は御鉢。「4月2日、演者は霧島火山の高千穂の峰に登するため午前10時30分頃御鉢火口の火口壁に達した。その時突如として同火山が爆発したので一時難を避けて無事なるを得た。この爆発では暗黒色の岩屑塊が火口底から2条その直上に放出され、いずれも尖頭をなして杉の木立の観を呈したのが形の上の特徴であつて、岩片の擦れ合う音と落石の音との外は爆音を聞くことが出来なかつた。岩屑塊の高さは火口底から略々400mにも達したものと思われ、爆発の瞬間には少しも噴煙を認めることが出来なかつた。併し間もなく噴煙があつたものと見え、避難後再び火口壁に戻つて火口内を眺めると、暗灰色の噴煙がたなびき強い亜硫酸ガスの臭気が感ぜられた。また、演者が最初に立つていた火口壁上まで噴き出された岩塊が落ちていて、噴出地点からの水平距離は約250mに及んでいた。岩片の放出は直上に向つていたから、大部分は火口底に落下したようであるが、また火口壁の内外に達したのも相当量に及んだものと推測される。
	噴火	11月8日。噴火場所は御鉢。5月19日4:20頃、西諸県郡加久藤村にて地震を感知し9月1日までに175回。10月17～19日の間に3回の強震。11月8日23:00頃に御鉢で爆発。焼石を噴出する。狭野(高原町、御鉢の東北東7km)、西麓(高原村、御鉢の北東10km)に焼石を噴出。加久藤では火柱を認める。
	噴火	12月9日。噴火場所は御鉢。4:15爆発。降灰は宮崎であり。高原では大砲の如き音響あり。噴出した大小火石は高千穂峰及び同山腹に飛散し星の如き光を放つ。西岳村中ノ山付近(場所?)には周囲4～5寸(12～15cm)の火石が降る。本年2回の噴火は去る明治36年11月25日の爆発に比べて著しく軽微である。
▲1914(大正3)年	噴火	1月8日。噴火場所は御鉢。
	噴火	02:20頃爆発。宮崎では前回に比べ爆発音は比較的強い。戸障子震動するも降灰なし。西岳村牛ノ髭方面(御鉢の東南東7km)は栗実大の石を降らせる。御池より西方噴火口に近い赤道の一部落は屋根の上に落下する。空振は日向極北部の三田井(御鉢の北北東100km)、延岡(御鉢の北東105km)。爆発音は田野(御鉢の東南東35km)、都城(御鉢の南東25km)。降灰は始良郡東巖山村。
▲1923(大正12)年	噴火	7月11、15、16、20日。噴火場所は御鉢。死者1名。
2003(平成15)年	火山性微動	御鉢で時々火山性微動が発生。12月12日には、これまでで最長の微動が発生し、翌日に御鉢火口内南側で噴気孔が確認された。噴気は時々火口縁を越えた。
2004(平成16)年	火山性微動	御鉢で1、3、11月に継続時間の長い火山性微動発生。噴気は消長を繰り返しながらやや活発な状態。噴気は時々火口縁を越えた。
2005(平成17)年	火山性微動	御鉢で時々火山性微動発生。噴気は時々火口縁を越えた。
2007(平成19)年	火山性微動	御鉢で時々火山性微動発生。

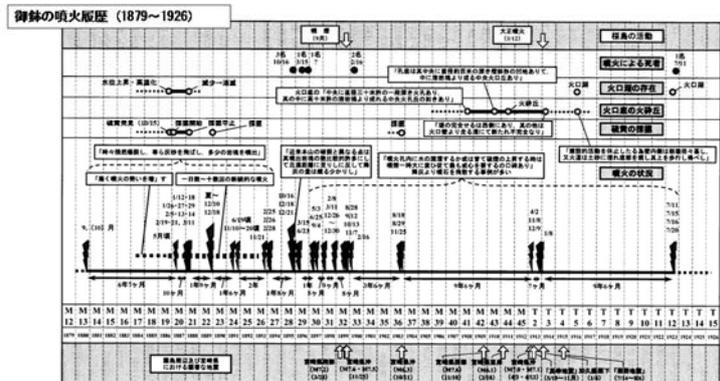
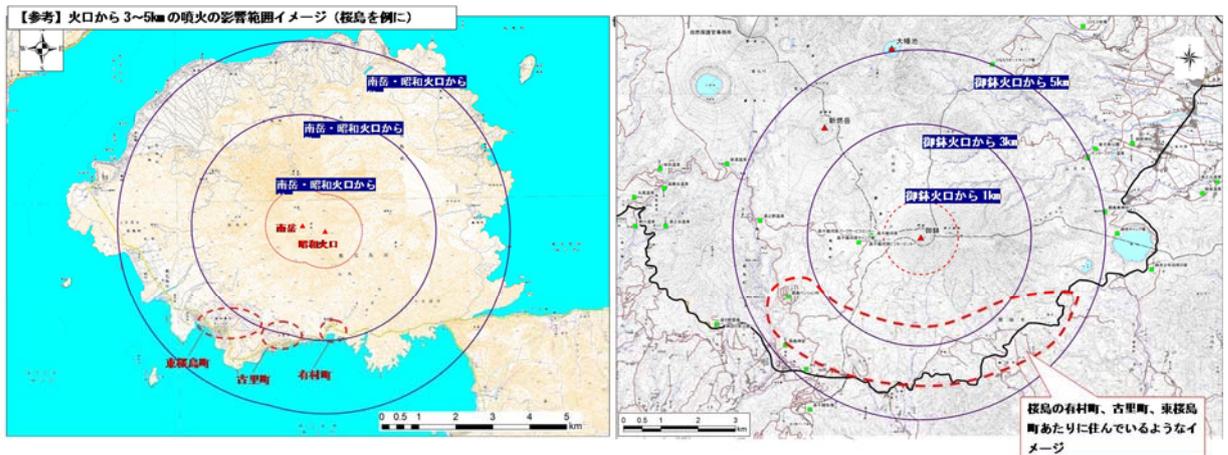
出典: 気象庁HP(http://www.data.ima.go.jp/svd/vois/data/fukuoka/505_Kirishimayama/505_history.html)

イ) 霧島山（御鉢）の噴火の様式

ストロンボリ式から準プリニー式噴火まで多様な噴火形式を見せ、スコリアの噴出と溶岩の流出を繰り返す。歴史時代には、準プリニー式噴火、ブルカノ式の噴火が発生し、噴出岩塊、降下火砕物、溶岩流、スコリア流(火砕流)を噴出した。また、水蒸気爆発のみで終息したものもある。

ウ) 霧島山（御鉢）周辺と桜島周辺との共通性

霧島山（御鉢）周辺では、火口中心から概ね 2.5km に高千穂河原があり、また、概ね 3km から居住地域があるなど、桜島の南岳山頂火口や昭和火口と居住地域との関係と類似性がある。また、明治 13 年から大正 12 年にかけて噴火を繰り返すなど、噴火が継続する点も類似性がある。



御鉢の噴火履歴より、一旦、噴火が始まると何年も継続して断続的に噴火する可能性も考えられ、御鉢火口から 3~5km 圏内の地域は、現在も断続的に噴火している桜島に置き換えると、有村町や古里町、車桜島町あたりに住んでいるのと同じようなイメージである。

<引用文献>
 筒井ら (2005) : 鹿児島・御鉢火山における 2003 年 12 月以降の噴気活動と明治~大正時代の火山活動, 火山第 50 巻 (2005) 第 6 号, P480

Fig. 4. List of volcanic activities during the Meiji and Taisho eras of Ohachi Volcano (M: Meiji era, T: Taisho era).

霧島山（御鉢）の具体的な避難計画

（平成30年7月25日）

発行 霧島山火山防災協議会
都城市

電話 0986-23-2129

FAX 0986-26-0759